

学びに、遊びや体験を。

生涯を通じた学びを保障する

松本まるごと学都構想

第3次松本市教育振興基本計画

令和4年6月 松本市・松本市教育委員会

松本市子どもの権利に関する条例

(平成 25 年条例第 5 号)

前文

わたしたちは、「すべての子どもにやさしいまち」をめざします。

- 1 どの子どもいのちと健康が守られ、本来もっている生きる力を高めながら、社会の一員として成長できるまち
- 2 どの子ども愛され、大切に育まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができるまち
- 3 どの子ども松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- 4 どの子ども地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- 5 どの子ども自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- 6 どの子どもいろいろなことに挑戦し、たとえ失敗しても再挑戦できるまち

子どもの権利は、子どもが成長するために欠くことのできない大切なものです。

日本は、世界の国々と子どもの権利に関して条約を結び、子どもがあらゆる差別を受けることなく、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、安心して生き、思いや願いが尊重されるなど、子どもにとって大切な権利を保障することを約束しています。

子どもは、生まれながらにして、一人の人間として尊重されるかけがえのない存在です。

子どもは、赤ちゃんのときから思いを表現し、生きる力をもっています。

子どもは、障がい、国籍、性別などにかかわらず、また、貧困、病気、不登校などどんな困難な状況にあっても、尊い存在として大切にされます。

子どもは、一人ひとりの違いを「自分らしさ」として認められ、虐待やいじめ、災害などから守られ、いのちを育み健やかに成長していくことができます。

また、子どもは、感じたこと、考えたことを自由に表現することができ、自分にかかわるさまざまな場に参加することができます。

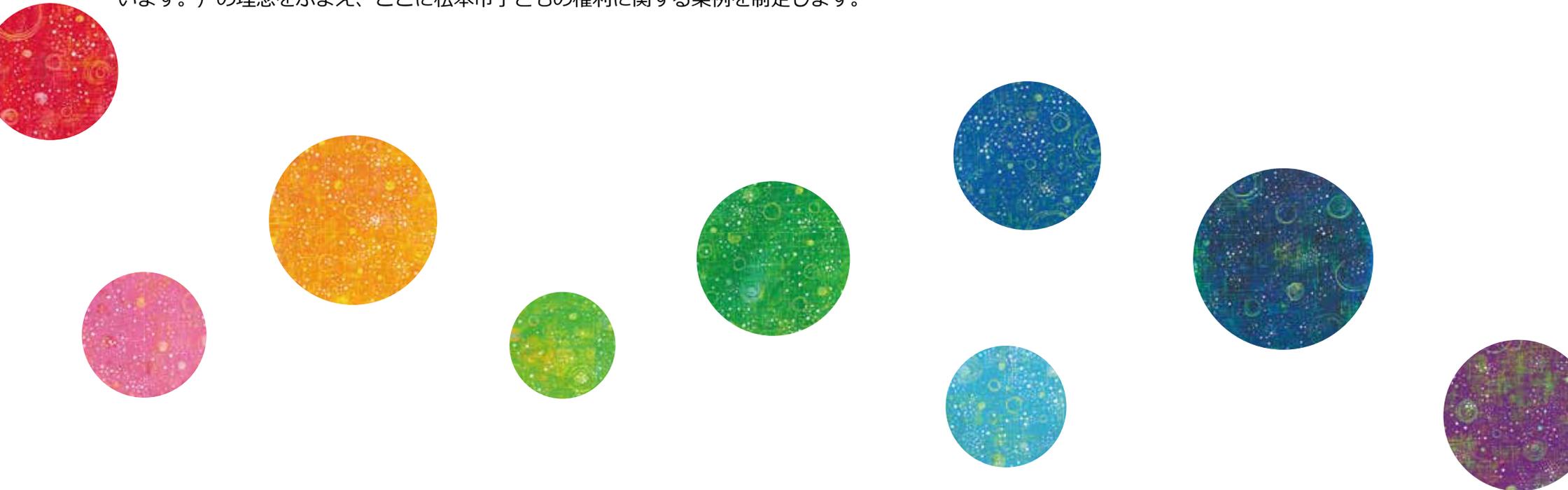
子どもは、自分の権利が大切にされるなかで、他の人の権利も考え、自他のいのちを尊び、子どもどうし、子どもとおとなのいい人間関係をつくることができるようになります。

おとなは、子どもの思いを受け止め、子どもの声に耳を傾け、子どもの成長と向き合います。

おとなは、それぞれの役割と責任を自覚しながら、お互いに力を合わせ、子どもの育ちを支援します。

そして、おとなも、家庭や学校、地域などで子どもと共に歩むことができるよう支援されます。

松本には、四季折々の豊かで美しい自然と子どもの育ちを支える地域のつながりがあり、ふるさと松本を愛する人たちがいます。そんな松本で、子どもの権利を保障し、すべての子どもにやさしいまちづくりをめざして、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約など」といいます。）の理念をふまえ、ここに松本市子どもの権利に関する条例を制定します。



目次

第1章 教育振興基本計画とは・・・1

- | | |
|-------------------------------|------------------|
| 1 松本市における教育の計画策定などこれまでの経過・・・1 | 3 第3次計画の位置付け・・・2 |
| 2 教育振興基本計画とは・・・2 | 4 第3次計画の期間・・・2 |

第2章 松本市教育大綱「子どもが主人公 学都松本のシンカ」・・・3

第3章 第3次教育振興基本計画の策定にあたって・・・12

- 1 第2次計画から第3次計画へ・・・12
- 2 松本市の教育に関するアンケート調査の結果・・・12
- 3 第3次計画の策定経過・・・14
- 4 松本市教育振興基本計画の基本的理念 ～子どもの育ちと市民の学びを支える学都松本～・・・15
- 5 第3次計画の特徴・・・17
- 6 第3次計画のキャッチフレーズ・・・18
- 7 第3次計画の体系図・・・19

第4章 第3次教育振興基本計画・・・20

- | | |
|------------------|------------------|
| 教育振興基本計画の見方・・・20 | 分野6 食・・・64 |
| 分野1 子育て・・・22 | 分野7 スポーツ・・・69 |
| 分野2 教育・・・29 | 分野8 地域・・・77 |
| 分野3 人権共生・・・44 | 分野9 文化芸術・歴史・・・85 |
| 分野4 社会教育・・・50 | |
| 分野5 自然・・・62 | |

資料・・・94

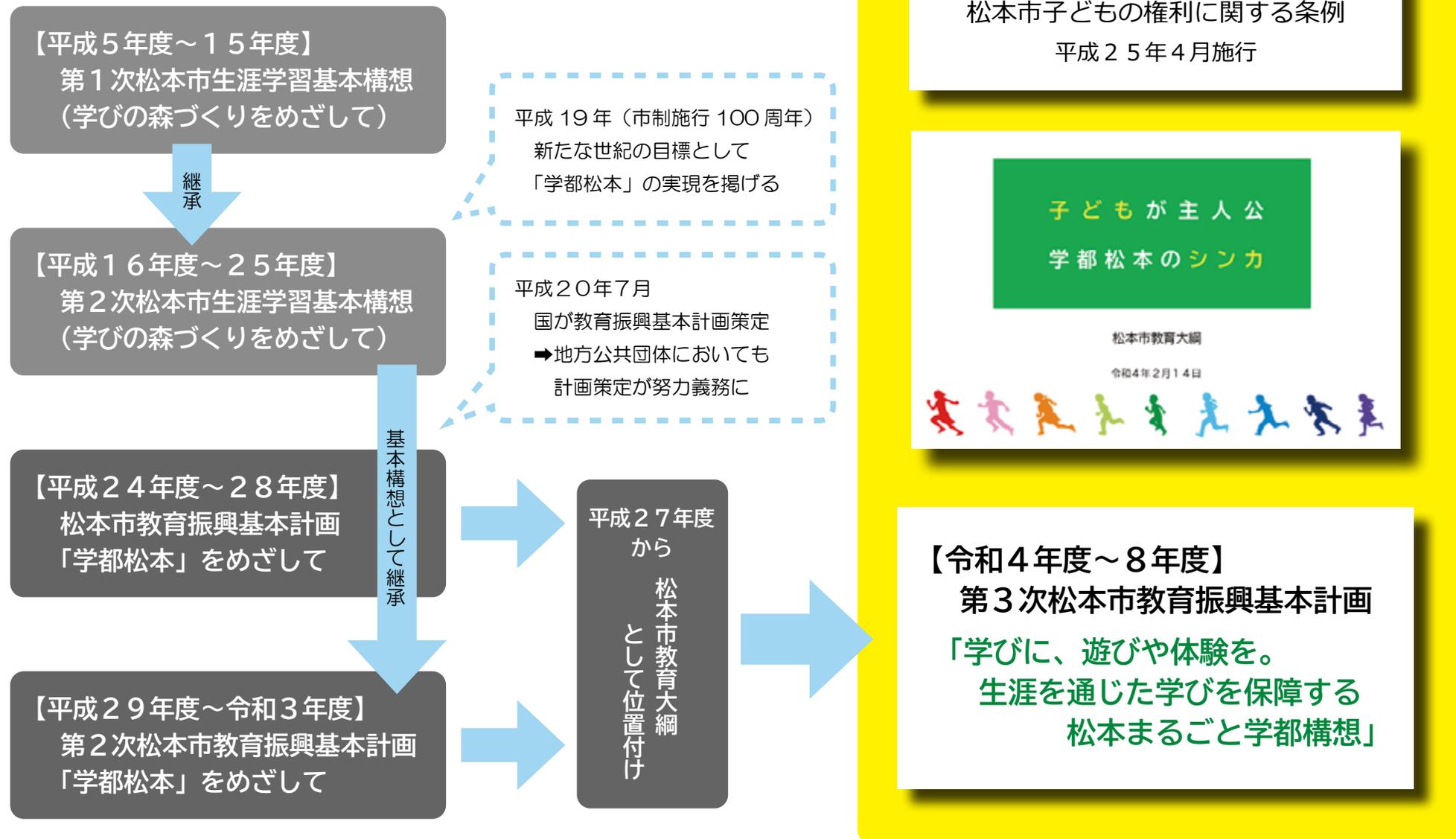
- | | |
|-------------------------------|--------------------------|
| 1 松本市の教育に関するアンケート調査結果報告書・・・94 | 4 松本市教育振興基本計画策定委員名簿・・・94 |
| 2 国及び県の教育振興基本計画・・・94 | 5 関連計画等・・・94 |
| 3 松本市の現状（松本市教育要覧）・・・94 | |

参考 松本市子どもの権利に関する条例（本則）・・・95



第1章 教育振興基本計画とは

1 松本市における教育の計画策定などこれまでの経過



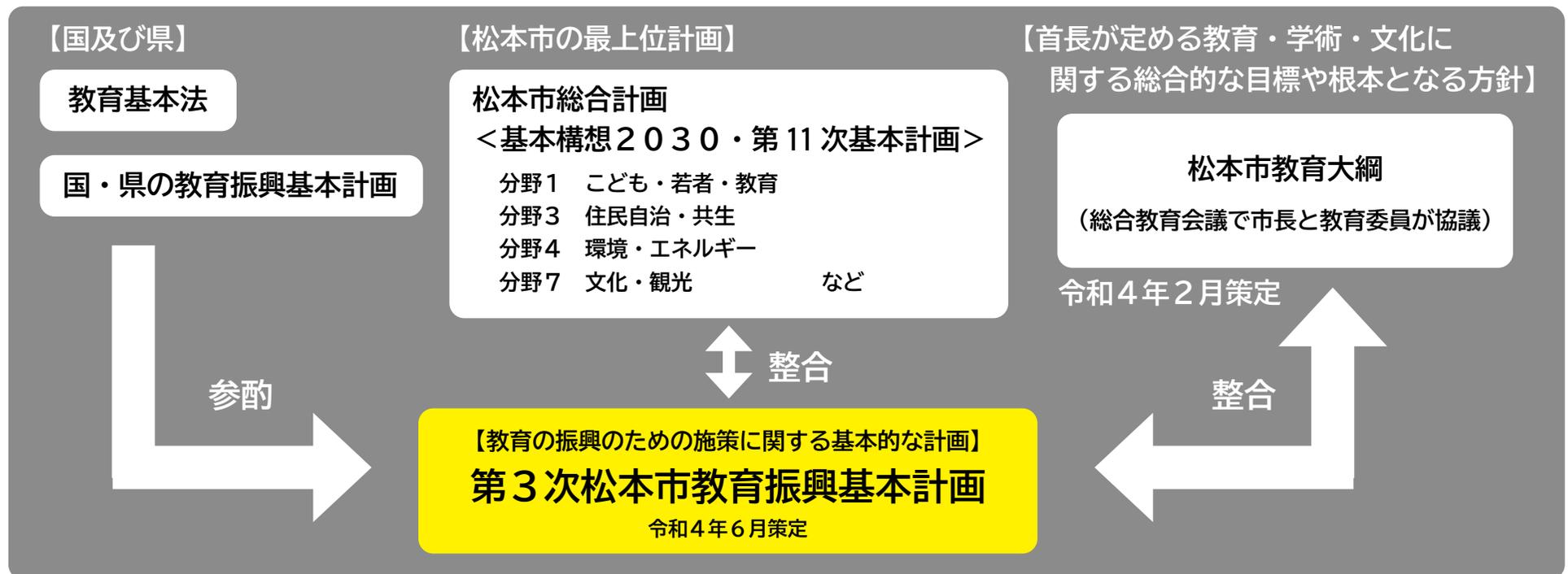
2 教育振興基本計画とは

地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。

3 第3次計画の位置付け

地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の目標や根本となる方針として、令和4年2月に市長が新たに教育大綱を定めました。

第2次計画の策定から5年が経過し、教育を取り巻く環境が目まぐるしく変化する状況の中、市民アンケート等を基に、市長が定めた教育大綱と整合を図り、これからの松本市の教育の目指す姿を見据え、新たに第3次の教育振興基本計画を策定しました。



4 第3次計画の期間

第3次の計画期間は、2022年（令和4年）から2026年（令和8年）までの5年間とします。

第2章 松本市教育大綱「子どもが主人公 学都松本のシンカ」

子どもが主人公 学都松本のシンカ

松本市教育大綱

令和4年2月14日



学都松本の主人公は 子ども です

すべての子どもは、かけがえのない存在です。

すべての子どもは、自ら学び、成長していく力を持っています。
すべての子どもは、生まれ育った環境などに左右されることなく、
学びの機会が保障されなければなりません。

すべての子どもが、健やかに成長していく。
すべての子どもが、自由に自分を表現していく。
すべての子どもが、身近な大人の支援を受けることができる。
そして、すべての子どもの違いが、「自分らしさ」として認められていく。

学都松本は、

「すべての子どもにやさしいまち」をめざします。

学都松本のシンカ

子どもは、さまざまな経験を通じて、日々成長していきます。

大人は、子どもの声に耳を傾け、その思いや気持ちを受け止め、健やかな育ちと豊かな学びを支えています。

そして、子どもも大人も、生涯を通じて学び続け、ともに成長し、自分らしく生きていくことを叶えていきます。

松本市は、

「子どもを主人公とし、

その学びを地域社会全体で支えること」

を学都松本の根本に据え、先人達が築き上げてきた礎のもと、

「学都松本のシンカ」に挑んでいきます。

これからの時代に必要な力

●予測困難な時代

世界的な気候変動や新たな感染症の出現で、私たちは予測困難な時代の到来を目の当たりにしています。新しい生活様式が模索される中で、情報化や技術革新は加速度的に進展し、社会は大きな転換期を迎えています。ただ、このことは、見方を変えれば、私たちの手で未来を創り出していく好機として捉えることができます。

●非認知的能力への着目

変化の激しい社会を生きていくために、生涯の学びを支える非認知的能力がこれまで以上に必要とされています。非認知的能力とは、意欲、計画性、粘り強さ、忍耐力、自制心、協調性、創造性、コミュニケーション力といった個人の特性として備わっていく資質や能力のことを指します。

●遊育・情動・体験への着目

人は、自分の興味・関心や好奇心に応じて夢中になって遊ぶこと（遊育※）や他者とのコミュニケーションによって心を動かされたりすること（情動）など、さまざまな体験を積み重ねることで、もっと学びたいという意欲が喚起されます。

子どもたちのさまざまな体験の環境を整えていくためには、家庭や学校だけでなく、地域社会が一体となって協働して取り組んでいく必要があります。

※遊育（ゆういく）：将来の生活に必要な基本的な動作をからだや五感（視覚、聴覚、触覚、味覚、嗅覚）を使った遊びを通じてバランスよく身につけ、子どもの健やかな成長を促すこと

大切にしていくなりの学びのあり方

子どもを主人公とする学都松本では、
特に大切にしていきたいと考えている学びの視点が3つあります。

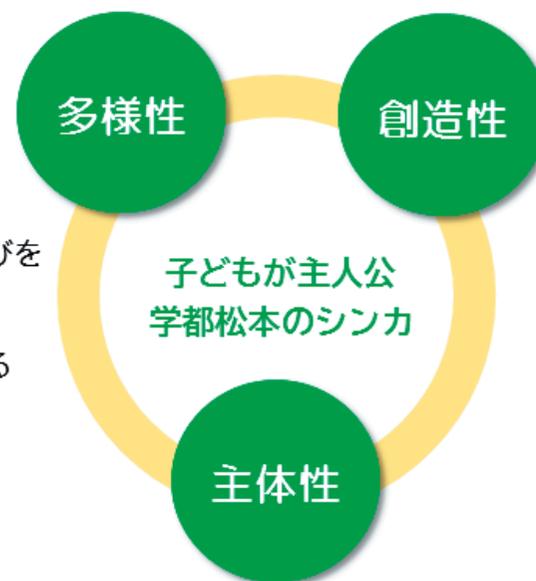
それは、**多様性**、**創造性**、**主体性**です。

多様性 を育む学びとは、一人ひとりの個性や能力を尊重した学びを

創造性 を育む学びとは、未来を切り拓き、新しい価値を生み出す学びを

主体性 を育む学びとは、自己や他者と対話しながら、社会に参画する
学びを指します。

3つの学びの視点には、「これからの社会を創る子どもたちに
大切な価値として受け止めてほしい」という期待と、「学びの
環境を整え支えていく支援者の大人に常に心に留めてほしい」
という期待が込められています。



多様性



一人ひとりの個性や能力を尊重した多様な学び

《子どもに対する期待》

- ・自分の可能性を信じること
- ・社会・世界や価値観の多様さを理解しながら、共感や思いやりを持って他者と向き合うこと

《大人に対する期待》

- ・価値あるかけがえのない存在として、すべての子どもを受け入れ、支えていくこと
- ・生まれ育った環境にかかわらず、すべての子どもが学び続けられる機会を保障していくこと

創造性



未来を切り拓き、新しい価値を生み出す創造的な学び

《子どもに対する期待》

- ・さまざまな体験を積み重ねることで、感性を磨き、自らを表現し、他者に伝えていくこと
- ・失敗を恐れずいろいろなことに挑戦し、新たな価値を生み出していくこと

《大人に対する期待》

- ・すべての子どもが、さまざまな遊びや体験を通して経験を豊かにしていく機会を保障していくこと
- ・子どもの個性や能力を見出し、十分に伸ばしていける環境を整えること

主体性



自己や他者と対話しながら、社会に参画する主体的な学び

《子どもに対する期待》

- ・自分の趣味・関心や好奇心、「なぜだろう」という疑問を持つことを大切にし、自分自身の学びを深めていくこと
- ・地球の過去・現在・未来を広い視野で捉え直し、他者と協働しながら、持続可能な社会の創り手として物事に関わること

《大人に対する期待》

- ・すべての子どもや若者を社会の一員として成長できるよう、支えていくこと
- ・「挑戦したい」という子どもの思いに寄り添い、認め、支えていくこと

学びの基盤となる基礎学力（知識・技能）を伸ばし、大綱で示した理念と学びの視点を実現していくために、次の施策に重点的に取り組みます。

重点① 子どもを誰一人取り残すことのないシステムの構築

- ・ インクルーシブ教育の推進と特別支援教育の充実
- ・ 家庭・教育・医療・福祉の連携・協働を通じて、子どもの育ちと学びを切れ目なく支援する仕組みの強化
- ・ 多様な学びを地域で支えていく仕組みづくりの推進

重点② 子どもにとって魅力的な学校環境の整備

- ・ 学びの伴走者として個別最適な学びと協働的な学びを支える教職員研修の充実
- ・ 特色ある教育活動を支援するリーディングスクールの実現
- ・ 安全・安心な教育環境の実現（学校設備、学校給食）

重点③ 「遊び」や「体験」を大切にした学びの拡充

- ・ 子どもが安心して自由に遊び、さまざまな体験ができる場と機会の創出
- ・ 子どもや若者が集い、他者と協働的に学ぶことができる場と機会の創出
- ・ 本物の芸術や文化に触れることができる場と機会の創出

第3章 第3次教育振興基本計画の策定にあたって

1 第2次計画から第3次計画へ

第2次計画では、学都松本の実現を目標に掲げた第1次計画の基本構想を踏襲し、「学都松本」としてめざすまちの姿として、「学び続けるまち」、「共に学ぶまち」、「次代に引き継ぐまち」を掲げてきました。

第3次計画では、学習指導要領の改訂とともに、下記のアンケート結果を踏まえて、「子どもの育ちと市民の学びを支える学都松本」を基本的理念とし、子どもを主人公に据えた計画を推進していきます。

2 松本市の教育に関するアンケート調査の結果

(1) アンケート調査の目的

第3次計画策定の基礎資料として、教育に関する市民の意見を把握するために実施

(2) 調査対象

- ア 児童生徒：小学校3、6年生 中学校3年生
- イ 保護者：アの保護者、保育園・幼稚園・認定こども園の保護者
- ウ 教職員等：アイの小中学校、園、高等学校の教職員
- エ 一般：18歳以上の市民から1,500名を無作為抽出

(3) 調査期間 令和2年10月30日～11月30日

(4) 配布数、有効回答数、回収率

配布数 5,919通

有効回答数 4,040通（68.3%）

(5) アンケート結果から見てきた課題等の考察

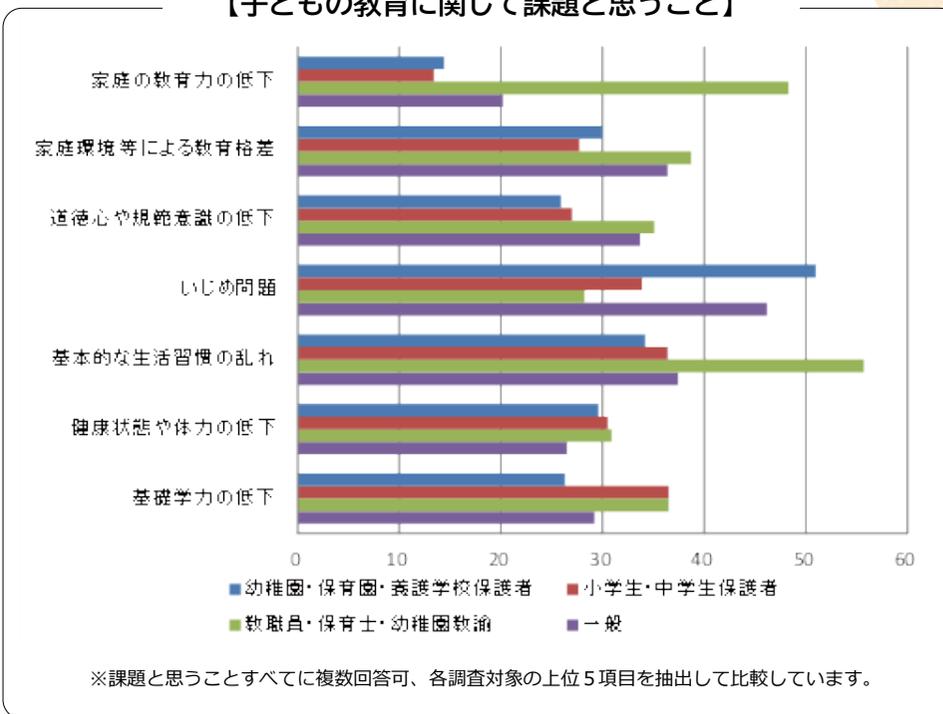
調査対象ごとの結果を比較したり、関係性が推測される設問についてクロス集計を行うなど、現在における教育の課題についての考察を行いました。

アンケート全結果は、巻末の資料リンクからご覧いただけます。

ア 子どもの教育に関する課題

教職員は「基本的な生活習慣の乱れ」や「家庭の教育力の低下」、保護者や一般は「いじめ問題」を課題と捉えています。教育に関する課題については家庭、学校、地域が共通の理解のもとで連携して取り組む必要があります。

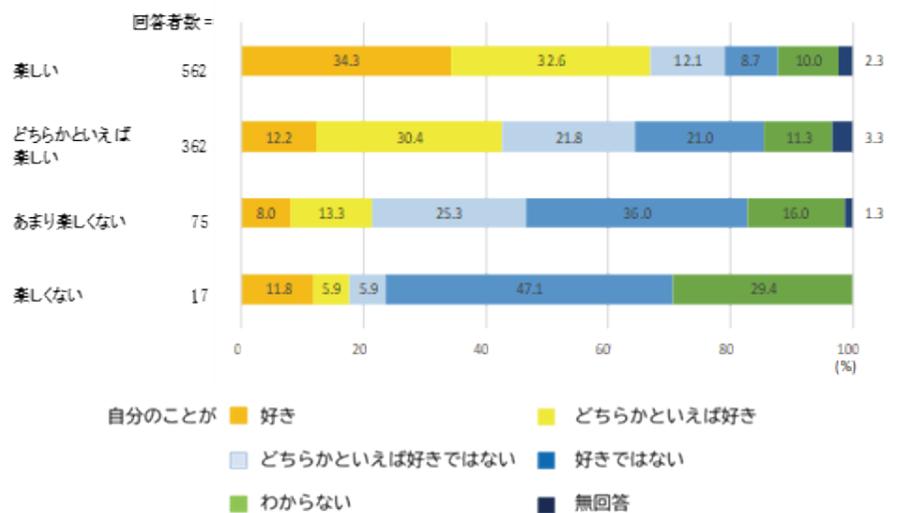
【子どもの教育に関して課題と思うこと】



イ 「学校が楽しいと感じること」と「自己肯定感」の関係

学校が楽しいと答えた子ほど、自分のことが好きと感じる割合が高くなっています。子どもが学校を楽しいと感じることは、自己肯定感を育むことに良好な影響を与えていることが推測できます。

【学校が楽しい】×【自分のことが好き】

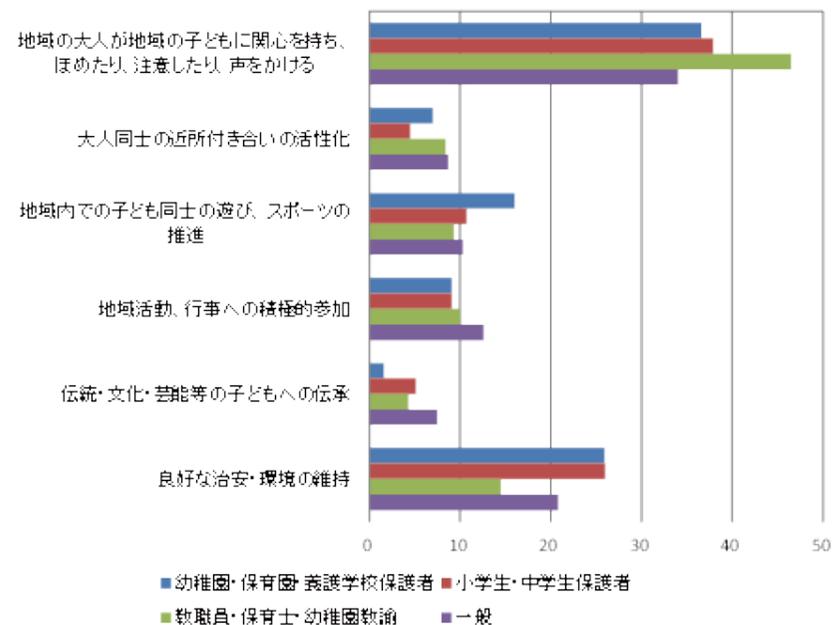


※「学校が楽しいと感じるか」という問いについて、「自分のことが好きと感じるか」という問いの回答別の割合を示しています。

ウ 地域で子どもを育てるために必要な取組み

子どもの育ちは、子育て家庭だけでなく地域社会全体で支えていくことが必要です。地域で子どもを育てるために必要な取組みの中で、地域の大人が地域の子どもの関心を持ちながら関わる必要取組みであるとする回答が一番多い結果となりました。

【地域で子どもを育てるために必要な取組み】



※必要な取組みでもっともあてはまるもの1つに回答、特になし、その他、無回答は除いています。

3 第3次計画の策定経過

| 日付 | 会議等 | 内容 |
|-----------------------|---------------|----------------------------------|
| R2. 10. 30 ～11. 30 | 教育に関するアンケート実施 | 策定の基礎資料として、児童生徒、保護者、教職員、一般を対象に実施 |
| 12. 24 | 第1回庁内調整会議幹事会 | 第2次計画の評価・検証、第3次計画の策定方法について協議 |
| R3. 2. 22 | 第1回策定委員会 | アンケート結果報告、第3次計画の策定方法について協議 |
| 3. 18 | 教育委員研究会 | アンケート結果報告 |
| 29 | 第2回策定委員会 | 第2次計画の振り返り、第3次計画の策定に向けた課題を協議 |
| 4. 28 | 第3回策定委員会 | 第2次計画の振り返り、第3次計画の策定に向けた課題を協議 |
| 5. 6 | 教育委員研究会 | 教育大綱及び第3次計画の策定について協議 |
| 20 | 第2回定例教育委員会 | アンケート結果報告 |
| 6. 17 | 教育委員研究会 | アンケート結果及び課題を検証 |
| 21 | 第4回策定委員会 | 教育大綱策定に係る市長との意見交換 |
| 28 | 教育委員研究会 | アンケート結果及び課題を検証 |
| 7. 21 | 第5回策定委員会 | 大綱と計画との整合性、計画の柱について協議 |
| 9. 1 | 第6回策定委員会 | 第3次計画の体系図の構成を協議 |
| 10. 7 | 第7回策定委員会 | 体系図の分野、方針を協議 |

| 日付 | 会議等 | 内容 |
|-----------------|--------------|---------------------------------|
| 11. 5 | 第8回策定委員会 | 体系図の分野、方針を協議 |
| 12. 23 | 第9回定例教育委員会 | 計画策定の進捗状況を報告 |
| R4. 1. 17 | 第9回策定委員会 | 方針ごとの「現状と課題」、「施策の方向性」、「主要事業」を協議 |
| 27 | 第10回定例教育委員会 | 計画案を協議 |
| 2. 1 | 庁議 | 計画案を協議 |
| 3. 10 | 市議会経済文教委員協議会 | 計画案を協議 |
| 3. 11 ～4. 10 | パブリックコメント実施 | 提出意見 79件 |
| 3. 23 | 第10回策定委員会 | 市議会意見・パブリックコメント意見を報告、対応案を協議 |
| 5. 12 | 教育委員研究会 | 計画策定の進捗状況を報告 |
| 18 | 第2回定例教育委員会 | 計画案を協議 |
| 30 | 庁議 | 計画策定（パブリックコメント結果）を報告 |
| 6. 17 | 市議会経済文教委員協議会 | 計画策定（パブリックコメント結果）を報告 |

4 松本市教育振興基本計画の基本的理念 ～子どもの育ちと市民の学びを支える学都松本～

生きることは学ぶこと。学ぶことは生きること。

自分らしく生きるために欠かすことのできない学び。
そのためには、一人ひとりのいのちの尊厳が守られなければなりません。

すべての人が互いを認め合い、自分らしく生きていく、その権利を保障していく。
すべての人がさまざまな経験を積み重ね、自分らしい学びを深めていく、その機会を保障していく。

松本市は「子どもの権利に関する条例」を制定し、「すべての子どもにやさしいまち」を目指しています。
子どもにやさしいまちは、すべての市民にとっても、魅力あるまちとなります。

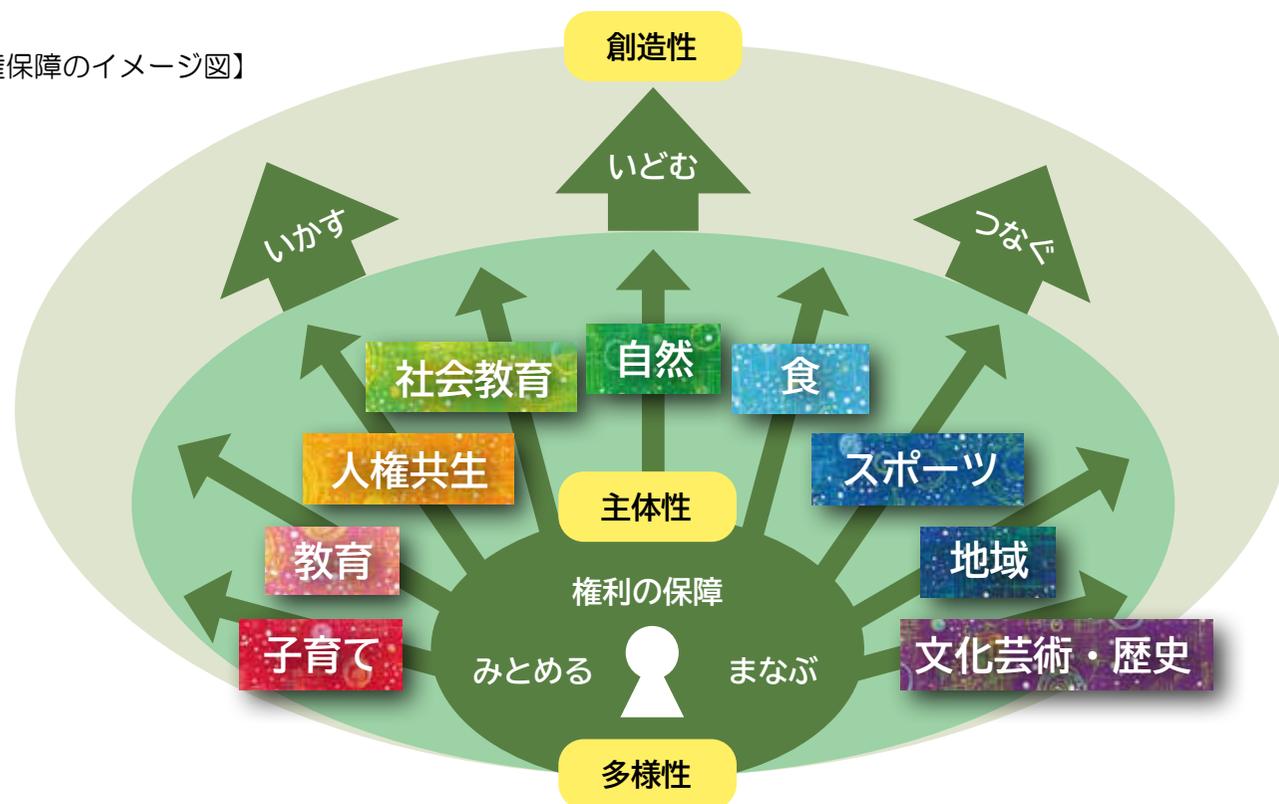
大人は、子どもの声に耳を傾け、その思いや気持ちを受け止め、健やかな育ちと豊かな学びを支えていく。
子どもも大人も、生涯を通じて学び続け、ともに成長し、自分らしく生きていく。

松本市は、「子どもの育ちと市民の学びを支える学都松本」を実現していきます。

【コラム】 学びの前提となる「人権保障」

下の図は、教育振興基本計画策定委員会で議論した「人権保障」のイメージです。
すべての人が自分らしく生きる権利が保障されることで、互いを認め合い、尊重し合うことができます（多様性）。
そして、主体的に取り組んだ経験を積み重ねることで（主体性）、
自らの視野が広がり、生きる力が満たされ、その学びは、創造的な価値を生み出す原動力となります（創造性）。
策定委員会では、このような視点を共有し、各分野の議論を進めていきました。

【学びと人権保障のイメージ図】



5 第3次計画の特徴

(1) 組織を横断する複合的な体系

第3次計画では、組織横断的な視点をもって各種事業を推進することを大切にしていきます。そこで、複数の担当課が一つの事業を連携・協働して推進する姿勢を複合的な体系図として示すこととしました。

(2) 遊びや体験の重視

私たちは、学びを支える「楽しさ」を奪い、子どもにとっての豊かな学びの可能性を狭めてこなかったでしょうか。

学びを動かしていく原動力には、もっと知りたい、もっと深めたいという興味・関心や好奇心があります。

夢中になって遊ぶこと（遊育）。

他者との関わりのなかで心を動かされること（情動）。

こうした経験の積み重ねが、学びに対する意欲を喚起し、多様性・創造性・主体性を育む資質や能力の育成につながっていくものと考えます。

そこで、第3次計画では、教育にかかわるすべての事業を、「遊び」や「体験」の要素を意識して推進していくこととしました。

(3) 地域で「生涯を通じた学び」を支える

松本の地域全体で、子どもも大人も生涯を通じて学び続けていくことを支えていきます。

【コラム】 遊びとは

「遊び」という言葉には、さまざまな思いが込められています。

山や川、畑や田んぼなど、雄大な自然に囲まれながら遊ぶこと。
鬼ごっこや運動など、ルールを決めて体を動かして遊ぶこと。
おもちゃやゲームなど、道具を使いながら工夫して遊ぶこと。
ワクワクした気持ちで好きなことに向き合い、心を満たすこと。
「遊びどころ」を持って、日々を生きること。

第3次計画の重視する視点の「遊び」には、行政が従来の考え方に捉われることなく、柔軟に対応していくことへの期待も込められています。

6 第3次計画のキャッチフレーズ

第3次松本市教育振興基本計画では、
次の構想を具体化するための施策を推進していきます。

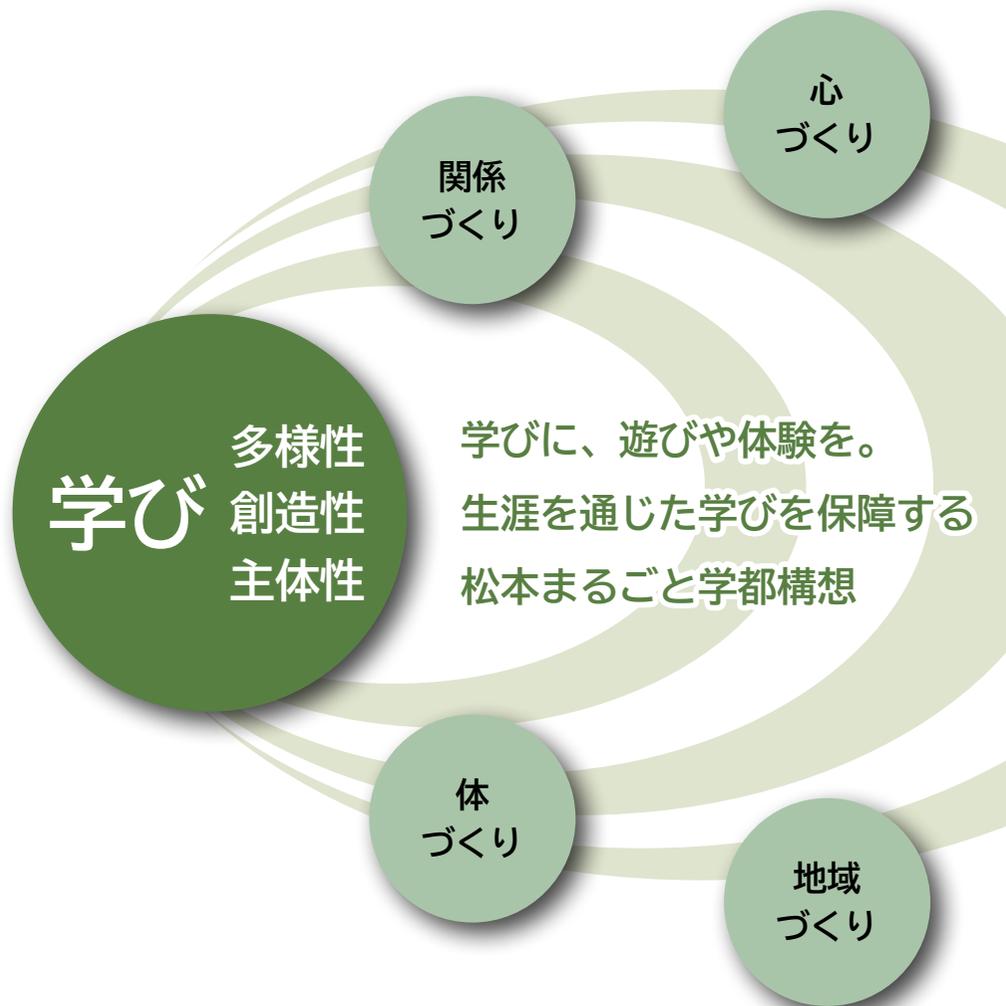
学びに、遊びや体験を。
生涯を通じた学びを保障する松本まるごと学都構想

【コラム】 松本まるごと学都構想

平成12年策定の「松本まるごと博物館構想」では、市域の自然環境や文化・産業等の遺産など、すべてのものが地域学習の教材であるという理念を掲げました。

この理念を広げ、誰もが、いつでも、どこでも、学ぶことができるという思いを込めて「松本まるごと学都構想」としました。

7 第3次計画の体系図



- ※1 「遊びや体験」によるさまざまな経験の積み重ねが、学びに対する意欲を喚起し、多様性・創造性・主体性を育む資質や能力の育成につながる大切な視点
- ※2 学童期から青年期までの学校教育の他、学校外での多様な学びを含めるため、「学校教育」ではなく「教育」としました。

| 【分野】 | 【方針】 |
|-----------|---|
| 遊びや体験 ※1 | |
| ① 子育て | <ol style="list-style-type: none"> 1 子育て支援の充実 2 乳幼児期の遊びと学びの充実 3 子どもの居場所づくりの推進 |
| ② 教育 ※2 | <ol style="list-style-type: none"> 1 学童期の遊びと学びの充実 2 青年期の遊びと学びの充実 3 教職員研修の充実と働き方改革の推進 4 多様な遊びと学びの機会の保障 5 子ども関係施設等の整備・充実 |
| ③ 人権共生 | <ol style="list-style-type: none"> 1 子どもの権利保障と環境づくりの推進 2 互いを認め合い学び合う教育の推進 3 特別支援教育の充実 |
| ④ 社会教育 | <ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育活動の充実 2 リカレント教育の充実 3 地域の情報拠点としての図書館機能の充実 4 平和祈念事業の推進 5 社会教育関係施設等の整備・充実 |
| ⑤ 自然 | <ol style="list-style-type: none"> 1 環境教育活動の推進 |
| ⑥ 食 | <ol style="list-style-type: none"> 1 学校給食の充実 2 食育の推進 |
| ⑦ スポーツ | <ol style="list-style-type: none"> 1 市民皆スポーツの推進 2 スポーツの魅力の発信 3 スポーツ団体・リーダー育成の推進 4 スポーツ施設等の環境整備 |
| ⑧ 地域 | <ol style="list-style-type: none"> 1 放課後の子どもの居場所づくりの推進 2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進 3 地域づくりの推進 |
| ⑨ 文化芸術・歴史 | <ol style="list-style-type: none"> 1 文化芸術・歴史の魅力の発信 2 文化遺産の保存と活用 3 表現・学習・交流・鑑賞の場づくりの推進 |

第4章 第3次教育振興基本計画

教育振興基本計画の見方

この計画は、各分野の方針ごと【現状と課題】【施策の方向性】【主要事業一覧】の3つで構成されています。急速に変化する社会情勢や、多様化する市民ニーズ（アンケート調査結果など）を踏まえて【現状と課題】を概括し、今後5年間の計画期間で特に重点的に取り組む【施策の方向性】を記載しています。また、【主要事業一覧】は、この【施策の方向性】に関連する既存（令和3年度）の事業を一覧で掲載しています。

分野1 子育て

方針2 乳幼児期の遊びと学びの充実

【現状と課題】

- 就労形態の多様化等に伴う保育需要の高まりを受けて、待機児童対策として「保育の量」を確保し、多様な保育サービスを提供していくこととともに、「保育の質」も同時に保障していくことが求められています。
- 保育園・認定こども園・幼稚園等で行ってきた発達段階に応じた育ちの支援について、就学後も連続・一貫した視点で支えていくことが必要となっています。
- 学力向上だけでなく、意欲、粘り強さ、コミュニケーション能力等の非認知的能力を高めていくことが重要とされています。

※医療的ケア児…日常生活を営むために医療的ケアが必要な子ども

社会情勢や市民ニーズを踏まえて「現状と課題」を概括して記載しています。

【施策の方向性】

- 保育・幼児教育の質の向上とともに、延長保育、障がい児保育、一時預かり、訪問看護事業（※医療的ケア児）など、多様なニーズに応じた保育サービスを提供できる環境を整備します。
- 幼児期と学童期の教育活動を子どもの発達や学びの連続性・一貫性の視点から捉え直し、幼児期の教育と小学校教育の接続の強化を図ります。
- 一人ひとりの子どもの発達に応じて、個性や能力を伸ばす遊びや体験の機会を創出します。
- 予測困難な時代を生きていく土台となり、生涯を通じた学びを支える力である非認知的能力（やり抜く力、誠実さ、責任感、好奇心、学習・労働意欲、自信、協調性など）を育むために、多様な体験の機会を提供します。

今後5年間の計画期間で特に重点を置く「施策の方向性」を記載しています。

【1-2 令和3年度の主要事業一覧】

◎：各分野の一覧に主要事業として事業名が掲載されているもの

○：各分野の一覧に事業名は掲載していないが、その分野に関連があるもの

| No. | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 1 子育て | 2 教育 | 3 人権 共生 | 4 社会 教育 | 5 自然 | 6 食 | 7 スポ ーツ | 8 地 域 | 9 文化 ・ 歴史 芸術 |
|-----|----------------------------|---|-------|----------|---------|---------------|---------------|---------|--------|---------------|-------------|--------------------------|
| 1 | ブックスタート事業 | 乳児を持つ親が読み聞かせを通して楽しいひとときをもってもらうために、10か月乳幼児健診時に絵本と絵本リストを贈る事業 | 中央図書館 | ◎ | | | ◎ | | | | | |
| 2 | セカンドブック事業 | 親子で絵本を楽しむ時間を通して子どもの心と言葉を豊かにしてもらうために、3歳児健診時に絵本と絵本リストを贈る事業 | 中央図書館 | ◎ | | | ◎ | | | | | |
| 3 | おはなし会の開催 | 中央図書館や各分館で子どもの年齢に応じた絵本や紙芝居などによる「おはなし会」を開催し、子どもたちや保護者に楽しい本の世界を紹介する事業 | 中央図書館 | ◎ | | | ◎ | | | | | |
| 4 | 公立保育園・幼稚園の運営管理 | 全ての子どもの最善の利益を保障し、子ども・子育て家庭を地域社会全体で支援するために、家庭状況に応じた保育や幼児教育を提供する事業 | 保育課 | ◎ | ○ | | | | | | | |
| 5 | 私立保育園・認定こども園・幼稚園等に対する指導・助成 | 私立園の適正な運営の確保を目的として、指導監査する事業。経営の安定化、児童処遇の均衡、幼稚園教育の振興及び教育の充実を図るために各種助成金を交付する事業 | 保育課 | ◎ | | | | | | | | |
| 6 | 特別保育の充実 | 延長保育、障がい児保育、一時預かり、訪問看護事業（医療的ケア児）、乳幼児情操教育事業、食育、アレルギー対応食の提供等の保育サービスを提供する事業 | 保育課 | ◎ | | ○ | | | ○ | | | |
| 7 | 保育サポーター配置事業 | 高齢者が保育サポーターとして園児の遊び相手になることで、子どもの情緒の安定性や自主性の発達等を促し、思いやる気持ちや優しい心を育むことを目的とした事業 | 保育課 | ◎ | | | ○ | | | | ○ | |
| 8 | 保育園・幼稚園施設整備事業 | 人口推計や社会動態に基づき、老朽化した施設・設備の計画的な改修・改築を行う事業 | 保育課 | ◎ | | | | | | | | |
| 9 | 保育士等の研修 | 子どもの好奇心や興味を大切に遊びや体験の機会を、一人ひとりの個性に応じて提供する保育・幼児教育の質の向上のため、保育士等の実務者研修や園長のマネジメント研修を実施する事業 | 保育課 | ◎ | ○ | | | | | | | |

◇掲載する主要事業は、令和3年度に実施しているものであり、「施策の方向性」に基づいて、今後5年間で随時拡充をしていくものです。

令和3年度に実施している主要事業や取組みの概要を記載しています。

前頁の「施策の方向性」に基づいて、今後5年間で随時拡充をしていくものです。

分野1 子育て

方針1 子育て支援の充実

【現状と課題】

- 少子化が進行する中で、子育てを家庭だけの問題とせず、地域社会全体で支えていくことができる仕組みづくりが必要となっています。
- 核家族化や地域のつながりの希薄化により、出産・子育てに対する不安感や負担感が増し、孤立する家庭が増加しています。
- 子どもが家庭外で自由に遊ぶことができる場や多様な人と接する機会が少なくなり、多様な遊びや体験をできる機会を増やしていくことが求められています。
- 特別な支援が必要な子どもが増加する中、子どもと保護者に対して切れ目のないきめ細かな支援を行っていくことが必要となっています。

【施策の方向性】

- 家庭・学校・地域や関係機関・団体等が連携して、地域社会全体で子どもたちを見守り育てる意識を高めていく取組みを推進します。
- 妊娠・出産から子育て期に関する保護者の不安や悩みを相談できる体制を整備し、子どもの成長・発達段階に応じた保護者の学びや交流の機会を設けます。
- 子どもたちが地域住民との交流を通して、多様な価値観に触れる機会を創出します。
- 発達障がいと診断された子ども等と保護者のための相談体制の強化、子どもにかかわる園や学校に対する支援体制の強化、医療・療育・福祉の関係機関との連携・協働体制の強化を通して、学齢期以降の社会的自立に向けた支援の充実に取り組みます。
- いじめや不登校、ひきこもりなどへの対応として、学校における支援体制の整備、外部機関との連携・協働体制の強化、人的配置の充実を図り、子どもや保護者に対して切れ目のないきめ細かな支援を行います。

【1-1 令和3年度の主要事業一覧】

◎：各分野の一覧に主要事業として事業名が掲載されているもの

○：各分野の一覧に事業名は掲載していないが、その分野に関連があるもの

| No. | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 1 子育て | 2 教育 | 3 人権 共生 | 4 社会 教育 | 5 自然 | 6 食 | 7 スポ ーツ | 8 地 域 | 9 文化 ・ 歴史 ・ 芸術 |
|-----|----------------|---|-------------|----------|---------|---------------|---------------|---------|--------|---------------|-------------|-------------------------------|
| 1 | 子育て支援事業の推進 | 子育ての悩みを共有するなど、親子の交流や学びを通じた子育て支援を推進する事業 | 生涯学習課・中央公民館 | ◎ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | |
| 2 | 妊娠期の支援動画配信 | 妊娠期から母性・父性を育み、子育て不安を軽減するために情報提供を行う事業 | 健康づくり課 | ◎ | | | | | | | | |
| 3 | 育児学級 | 乳幼児期の成長発達における適切な情報提供と育児支援を行う事業 | 健康づくり課 | ◎ | | | | | | | | |
| 4 | 多言語版母子健康手帳の発行 | 英語・中国語・韓国語・タイ語・ポルトガル語・スペイン語・タガログ語・インドネシア語の8か国語の母子健康手帳を交付する事業 | 健康づくり課 | ◎ | | | | | | | | |
| 5 | 育児相談 | 保健センター、各支所・出張所での面接、電話やオンラインで、保護者の子育てに関する不安や悩みなどの相談を行う事業 | 健康づくり課 | ◎ | | | | | | | | |
| 6 | 子育て支援講座 | 小児（救急）医療にかかわる子育て支援講座等（「子どもが急病になったときの対応法」、「上手な病院のかかり方」など）を開催する事業 | 福祉政策課 | ◎ | | | | | | | | |
| 7 | あるぷキッズ支援事業 | 発達障がいと診断された子ども等と保護者に対する相談事業、園や学校への巡回支援、あるぷキッズサポート手帳の配付等の支援を行う事業 | こども福祉課 | ◎ | ○ | ◎ | | | | | | |
| 8 | 子ども子育て安心ルーム事業 | 妊娠・出産から子育て期の切れ目のないきめ細かな子育て支援を行うために、こどもプラザ（筑摩、小宮、南郷、波田）への「子ども子育て安心ルーム」の設置、子育てコンシェルジュの配置、母子保健コーディネーターによる子育て相談・支援を行う事業 | こども育成課 | ◎ | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| 9 | 留守家庭対策事業 | 民間（12の学童クラブ）が実施している放課後児童健全育成事業に対する補助事業 | こども育成課 | ◎ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | |
| 10 | 児童館・児童センター整備事業 | 地域の子どもたちの遊びの拠点や放課後児童健全育成事業の実施場所を整備する事業 | こども育成課 | ◎ | ◎ | ○ | ○ | | ○ | | ◎ | |

| No. | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 1 子育て | 2 教育 | 3 人権共生 | 4 社会教育 | 5 自然 | 6 食 | 7 スポーツ | 8 地域 | 9 文化・歴史・芸術 |
|-----|-----------|---|--------|----------|---------|-----------|-----------|---------|--------|-----------|---------|---------------|
| 11 | 児童館管理運営事業 | 18歳までの子どもに健全な遊びの場を提供するために、市内26児童館・児童センターが留守家庭児童対策である「放課後児童健全育成事業」や未就園児とその保護者のための「つどいの広場事業」を実施する事業 | こども育成課 | ◎ | ◎ | ○ | ○ | | ○ | | ◎ | |

◇掲載する主要事業は、令和3年度に実施しているものであり、「施策の方向性」に基づいて、今後5年間で随時拡充をしていくものです。

分野1 子育て

方針2 乳幼児期の遊びと学びの充実

【現状と課題】

- 就労形態の多様化等に伴う保育需要の高まりを受けて、待機児童対策として「保育の量」を確保し、多様な保育サービスを提供していくこととともに、「保育の質」も同時に保障していくことが求められています。
- 保育園・認定こども園・幼稚園等で行ってきた発達段階に応じた育ちの支援について、就学後も連続・一貫した視点で支えていくことが必要となっています。
- 学力向上だけでなく、意欲、粘り強さ、コミュニケーション能力等の非認知的能力を高めていくことが重要とされています。

【施策の方向性】

- 保育・幼児教育の質の向上とともに、延長保育、障がい児保育、一時預かり、訪問看護事業（※医療的ケア児）など、多様なニーズに応じた保育サービスを提供できる環境を整備します。
- 幼児期と学童期の教育活動を子どもの発達や学びの連続性・一貫性の視点から捉え直し、幼児期の教育と小学校教育の接続の強化を図ります。
- 一人ひとりの子どもの発達に応じて、個性や能力を伸ばす遊びや体験の機会を創出します。
- 予測困難な時代を生きていく土台となり、生涯を通じた学びを支える力である非認知的能力（やり抜く力、誠実さ、責任感、好奇心、学習・労働意欲、自信、協調性など）を育むために、多様な体験の機会を提供します。

※医療的ケア児…日常生活を営むために医療的ケアが必要な子ども

【1-2 令和3年度の主要事業一覧】

◎：各分野の一覧に主要事業として事業名が掲載されているもの

○：各分野の一覧に事業名は掲載していないが、その分野に関連があるもの

| No. | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 1 子育て | 2 教育 | 3 人権共生 | 4 社会教育 | 5 自然 | 6 食 | 7 スポーツ | 8 地域 | 9 文化・歴史・芸術 |
|-----|----------------------------|---|-------|----------|---------|-----------|-----------|---------|--------|-----------|---------|---------------|
| 1 | ブックスタート事業 | 乳児を持つ親が読み聞かせを通して楽しいひとときをもってもらうために、10 か月乳幼児健診時に絵本と絵本リストを贈る事業 | 中央図書館 | ◎ | | | ◎ | | | | | |
| 2 | セカンドブック事業 | 親子で絵本を楽しむ時間を通して子どもの心と言葉を豊かにしてもらうために、3歳児健診時に絵本と絵本リストを贈る事業 | 中央図書館 | ◎ | | | ◎ | | | | | |
| 3 | おはなし会の開催 | 中央図書館や各分館で子どもの年齢に応じた絵本や紙芝居などによる「おはなし会」を開催し、子どもたちや保護者に楽しい本の世界を紹介する事業 | 中央図書館 | ◎ | | | ◎ | | | | | |
| 4 | 公立保育園・幼稚園の運営管理 | 全ての子ども用最善の利益を保障し、子ども・子育て家庭を地域社会全体で支援するために、家庭状況に応じた保育や幼児教育を提供する事業 | 保育課 | ◎ | ○ | | | | | | | |
| 5 | 私立保育園・認定こども園・幼稚園等に対する指導・助成 | 私立園の適正な運営の確保を目的として、指導監査する事業。経営の安定化、児童処遇の均衡、幼稚園教育の振興及び教育の充実を図るために各種助成金を交付する事業 | 保育課 | ◎ | | | | | | | | |
| 6 | 特別保育の充実 | 延長保育、障がい児保育、一時預かり、訪問看護事業（医療的ケア児）、乳幼児情操教育事業、食育、アレルギー対応食の提供等の保育サービスを提供する事業 | 保育課 | ◎ | | ○ | | | ○ | | | |
| 7 | 保育サポーター配置事業 | 高齢者が保育サポーターとして園児の遊び相手になることで、子どもの情緒の安定性や自主性の発達等を促し、思いやる気持ちや優しい心を育むことを目的とした事業 | 保育課 | ◎ | | | ○ | | | | ○ | |
| 8 | 保育園・幼稚園施設整備事業 | 人口推計や社会動態に基づき、老朽化した施設・設備の計画的な改修・改築を行う事業 | 保育課 | ◎ | | | | | | | | |
| 9 | 保育士等の研修 | 子どもの好奇心や興味を大切に遊びや体験の機会を、一人ひとりの個性に応じて提供する保育・幼児教育の質の向上のため、保育士等の実務者研修や園長のマネジメント研修を実施する事業 | 保育課 | ◎ | ○ | | | | | | | |

◇掲載する主要事業は、令和3年度に実施しているものであり、「施策の方向性」に基づいて、今後5年間で随時拡充をしていくものです。

分野1 子育て

方針3 子どもの居場所づくりの推進

【現状と課題】

- 共働き世帯の増加や就労形態の多様化に伴い、子どもが放課後や長期休業日に家庭で生活・学習習慣を身に付けることが困難な状況となっています。
- 家庭の経済状況や養育環境により、学校外での子どもの学びや体験の機会に格差が生じています。

【施策の方向性】

- 家庭・学校・地域や関係機関・団体などが連携・協働して、地域社会全体で子どもたちを見守り育てる意識を高めていく取組みを推進します。
- 子どもが気軽に相談できる窓口の充実と、遊びや体験、安心して活動ができるための居場所づくりを推進します。
- 生まれ育った環境にかかわらず、全ての子どもに対して学びや遊び・体験の機会を保障する仕組みづくりに取り組みます。
- いじめや不登校、ひきこもりなどへの対応として、学校における支援体制の整備、外部機関との連携・協働体制の強化、人的配置の充実を図り、子どもや保護者に対してきめ細かな支援を行います。
- 学校、地域、専門家、民間団体等の連携・協働を通して、子どもの権利侵害に対する支援・協力体制を充実させ、相談窓口の充実や学ぶ場や居場所づくりなどを総合的に推進します。
- 子どもが身近な場所で食事の提供や学習の支援が受けられるよう、居場所づくりや支援人材の育成・確保に取り組みます。

【1-3 令和3年度の主要事業一覧】

◎：各分野の一覧に主要事業として事業名が掲載されているもの

○：各分野の一覧に事業名は掲載していないが、その分野に関連があるもの

| No. | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 1 子育て | 2 教育 | 3 人権共生 | 4 社会教育 | 5 自然 | 6 食 | 7 スポーツ | 8 地域 | 9 文化・歴史・芸術 |
|-----|--------------------------|---|--------|----------|---------|-----------|-----------|---------|--------|-----------|---------|---------------|
| 1 | 子どもの未来応援事業 | 子どもの孤食や欠食を防ぎ学習支援や保護者支援を行うことで地域の中に子どもの健康と安全を守る居場所づくりを促進する事業 | こども福祉課 | ◎ | | | ○ | | ○ | | ○ | |
| 2 | 留守家庭対策事業 | 民間（12の学童クラブ）が実施している「放課後児童健全育成事業」に対する補助事業 | こども育成課 | ◎ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | |
| 3 | 児童館・児童センター整備事業 | 地域の児童の遊びの拠点や放課後児童健全育成事業の実施場所を整備する事業 | こども育成課 | ◎ | ◎ | ○ | ○ | | ○ | | ◎ | |
| 4 | 児童館管理運営事業 | 市内26児童館・児童センターで、18歳までの子どもに健全な遊びの場を提供することを目的として、留守家庭児童対策である「放課後児童健全育成事業」や未就園児とその保護者のための「つどいの広場事業」を実施する事業 | こども育成課 | ◎ | ◎ | ○ | ○ | | ○ | | ◎ | |
| 5 | 子どもの権利相談室「こころの鈴」運営事業 | 子どもの権利擁護に必要な支援を行うために、子どもの権利相談室「こころの鈴」が子どもの悩みや苦しみを受け止め、共に解決していくことを目指す事業 | こども育成課 | ◎ | | ◎ | | | | | | |
| 6 | 子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」運営事業 | 様々な事情で学校に通うことができない子どもや悩みを抱えている子どものための居場所を提供し、一人ひとりの思いに寄り添いながら、生活支援・学習支援・保護者支援を行う事業 | こども育成課 | ◎ | ◎ | ◎ | | | | | ◎ | |

◇掲載する主要事業は、令和3年度に実施しているものであり、「施策の方向性」に基づいて、今後5年間で随時拡充をしていくものです。

分野2 教育

方針1 学童期の遊びと学びの充実

【現状と課題】

- *Society5.0 時代の到来により、急激に変化する社会を生きていく子どもたちには、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、持続可能な社会の創り手となることが期待されています。
- 家族のあり方やライフスタイル・価値観の多様化により、地域社会のつながりの希薄化が進行しているという指摘がなされています。
- 学校では、*GIGAスクール構想に基づき、1人1台端末配備とともに、ICT環境の整備やICT支援員の配置により教育の情報化やICT活用能力の向上に取り組んでいます。今後は、個別最適な学びと協働的な学びを実現する基盤的なツールとして、これまでの学びの実践とICT活用を組み合わせ、教育の質の向上につなげていくことが求められています。

【施策の方向性】

- 一人ひとりの興味や関心を踏まえ、個に応じた学びを深める機会を提供し、子どもたちの可能性を引き出す支援の充実を図ります。
- 子どもたちが日常生活や社会に目を向け、問題を解決する力や探究する力を育てていくために、主体的・対話的で深い学びの実現を図ります。
- 生まれ育った環境にかかわらず、全ての子どもに対して適切な教育の機会を保障していく仕組みづくりを推進します。
- 予測困難な時代を生きていく土台となり、生涯を通じた学びを支える力である非認知的能力（やり抜く力、誠実さ、責任感、好奇心、学習・労働意欲、自信、協調性など）を育むために、多様な体験の機会を提供します。
- 学校を取り巻く課題が複雑化・多様化する中で、教職員が子どもたちと向き合う時間的・心理的余裕を生み出せるよう、学校における働き方改革を推進し、学校業務の適正化を図ります。
- 子どもたちの学びの伴走者として、教職員の資質・能力の向上を図る教職員研修の充実を図ります。
- 子どもたちが自由な発想で1人1台端末を学びの道具として活用するなど、新たな学びの環境の整備を進めるとともに、教員が授業でICTを効果的に活用できるよう研修の充実を図ります。

【施策の方向性】

- 家庭・学校・地域が、育てたい子どもの姿を共有し、一体となって子どもたちの成長をともに支える仕組みづくりを進めます。
- 子どもたちの育ちや学びを地域社会全体で支えていくために、家庭・学校・地域がともに育てたい子どもの姿を共有し、保護者や地域住民が学校運営に参画する「地域とともにある学校づくり」を推進します。また、地域の人的・物的資源や特性を柔軟に活用することで、魅力ある学校づくりを推進します。
- 幼児期と学童期の教育活動を子どもの発達や学びの連続性・一貫性の視点から捉え直し、幼児期の教育と小学校教育の接続の強化を図ります。
- 家庭・学校・地域との連携・協働を通して、子どもたちに対して体を動かすことの大切さや楽しさを、体づくりや健康促進、食育などの観点と結び付けながら伝えるなど、子どもたちの運動機会の確保と充実を図ります。
- 持続可能な社会の創り手である子どもや若者が、※SDGsについて必要な知識を身に付け、主体的に関わっていけるよう身近な家庭、学校、地域など様々な場で学ぶ機会を創出します。
- 大規模地震の発生が懸念されている「糸魚川―静岡構造線断層帯」の上で生活していることを子どもたちが認識し、地震発生時に取るべき行動を学ぶことで、災害対処力の向上を図ります。

※ Society5.0 時代…サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)

※GIGAスクール構想…1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するとともに、並行してクラウド活用推進、ICT機器の整備調達体制の構築、利活用優良事例の普及、利活用のPDCAサイクル徹底等を進めることで、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる構想

※SDGs…「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称で、貧困、不平等・格差、気候変動による影響など、世界のさまざまな問題を根本的に解決し、すべての人たちにとってより良い世界をつくるために設定された世界共通の17の目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成され、2016年から2030年までの15年間で達成することを目指しているもの

【2-1 令和3年度の主要事業一覧】

◎：各分野の一覧に主要事業として事業名が掲載されているもの

○：各分野の一覧に事業名は掲載していないが、その分野に関連があるもの

| No. | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 1 子育て | 2 教育 | 3 人権共生 | 4 社会教育 | 5 自然 | 6 食 | 7 スポーツ | 8 地域 | 9 文化芸術 ・歴史 |
|-----|---------------------|---|--------|----------|---------|-----------|-----------|---------|--------|-----------|---------|------------------|
| 1 | 交通安全教室事業 (子ども向け) | 幼児(保育園・幼稚園等)や保護者を対象とした交通安全教室や啓発活動を行う事業 | 自転車推進課 | ○ | ◎ | | | | | | | |
| 2 | まつもとっ子元気アップ事業 | 不登校児童生徒に対する適応指導や相談支援の充実を図るために、「元気UP教育相談事業」の取組みを推進する事業 | 学校教育課 | ○ | ◎ | | | | | ○ | | |
| 3 | 小学生自転車運転免許証交付事業 | 小学校4年生を対象に、正しい自転車の乗り方や法規等の基礎知識を習得し、交通安全意識の高揚を図る事業 | 自転車推進課 | | ◎ | | | | | | | |
| 4 | バスの乗り方教室・電車の乗り方教室事業 | 環境にやさしい公共交通の大切さを小学生に学んでもらうことで、公共交通利用への意識を高める事業 | 公共交通課 | | ◎ | | | | | | | |
| 5 | 学都松本推進事業 | 学都松本の推進を図るために協議会を設置し、学都松本フォーラムの開催や学習活動に取り組む仕組みづくりを進める事業 | 教育政策課 | ○ | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 6 | エイズ・性感染症予防普及啓発事業 | 学校・企業・地域における性感染症(エイズ、HIV等)の正しい知識の普及啓発と予防活動を行う事業 | 健康づくり課 | | ◎ | ○ | ○ | | | | ○ | |
| 7 | 学校の魅力化を推進する取組み | 多様な学びの在り方の検討を通して、地域の物的・人的資源や特性を生かした魅力ある学校づくりを推進していく取組み | 教育政策課 | ○ | ◎ | ○ | | | | | ◎ | |
| 8 | 中学生職場体験の受入れ事業 | 中学生の職場体験として受け入れ、学芸員の仕事を経験してもらうなど、博物館に親しみ、学芸員としてのキャリアを伝えていく事業 | 博物館 | | ◎ | | ○ | | | | | ○ |
| 9 | ※メディアリテラシー教育事業 | 市内小中学校の児童生徒や保護者を対象に、インターネット・スマートフォン等の適切な使い方やルールづくりについて学ぶ講座を開催する事業 | こども育成課 | ○ | ◎ | ◎ | ○ | | | | | |
| 10 | 青少年薬物乱用防止事業 | 市内小中学校の児童生徒を対象に、酒やたばこの害、薬物乱用の恐ろしさ、薬全般の正しい知識等を学ぶための講座を開催する事業 | こども育成課 | ○ | ◎ | | | | | | | |

| No. | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 1 子育て | 2 教育 | 3 人権共生 | 4 社会教育 | 5 自然 | 6 食 | 7 スポーツ | 8 地域 | 9 文化・歴史・芸術 |
|-----|-------------|--|--------|----------|---------|-----------|-----------|---------|--------|-----------|---------|---------------|
| 11 | まちかど保健室運営事業 | 心や体、性に不安を抱える中高生や保護者などが気軽に相談できる場所としてまちかど保健室を運用し、青少年支援の充実を図る事業 | こども育成課 | ○ | ◎ | ◎ | | | | | ○ | |
| 12 | 青少年相談窓口設置事業 | 青少年の様々な問題（不登校、いじめ、非行等）で悩む保護者や子どもを対象に、相談員による電話相談・面接を行う事業 | こども育成課 | ○ | ◎ | ◎ | | | | | | |
| 13 | 防災教室 | 小学校の全校集会、避難訓練の際に訪問して防災教育を行い、子どもたちの災害対処力の向上を図る事業 | 危機管理課 | | ◎ | | | | | | ○ | |

◇掲載する主要事業は、令和3年度に実施しているものであり、「施策の方向性」に基づいて、今後5年間で随時拡充をしていくものです。

※メディアリテラシー教育…メディアの意味と特性を理解した上で、受け手として情報を読み解き、送り手として情報を表現・発信するとともに、メディアのあり方を考え、行動していくことができる能力を育成する教育

分野2 教育

方針2 青年期の遊びと学びの充実

【現状と課題】

- 高校生や大学生等の学生や単身で居住・就業する若者世代が、学校や仕事場以外の学習や交流の場が少なく、多様な人や社会とつながる機会が減少しています。
- 特に、義務教育課程終了後のひきこもりの若者に対する支援が十分でないと、当事者や家族が孤立してしまう傾向があることから、切れ目のない支援を行っていくことが必要となっています。
- 義務教育課程修了後の個別の状況に応じた学び直しの機会が十分に保障されていない状況です。

【施策の方向性】

- 家庭・学校・地域が連携・協働して、高校生や大学生等が多様な人や社会とつながるよう、交流や活動ができる場や機会を創出します。
- 若者を地域や社会とつなぐ場や機会を創出します。
- 学校を卒業し、企業に就職するキャリアだけでなく「手に職を持つ」「自立して起業する」など、多様な価値観や自立して生きていくことの意味を考えていく場や機会を創出します。
- 幼児・児童の活動に中高生や年齢の近い若者が伴走者として関わることで、多様な年齢層が交流し、仲間づくりができる場や機会を創出します。
- 義務教育課程終了後の学び直しを望む声を受け止め、生涯を通じた学びを保障する仕組みづくりを検討します。
- 持続可能な社会の創り手である子どもや若者が、※SDGsについて必要な知識を身に付け、主体的に関わっていけるよう身近な家庭、学校、地域など様々な場で学ぶ機会を創出します。
- 成人年齢の引下げに伴い、高等教育の学習指導要領の改訂により、「金融教育」が導入されるため、「金融教育」を含めたより広義の意味での「金融経済教育」について、必要に応じた学習機会の提供を図ります。

※SDGs…「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、貧困、不平等・格差、気候変動による影響など、世界のさまざまな問題を根本的に解決し、すべての人たちにとってより良い世界をつくるために設定された世界共通の17の目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成され、2016年から2030年までの15年間で達成することを目指しているもの

【2-2 令和3年度の主要事業一覧】

◎：各分野の一覧に主要事業として事業名が掲載されているもの

○：各分野の一覧に事業名は掲載していないが、その分野に関連があるもの

| No. | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 1 子育て | 2 教育 | 3 人権 共生 | 4 社会 教育 | 5 自然 | 6 食 | 7 スポ ーツ | 8 地 域 | 9 文化 ・ 歴史 芸術 |
|-----|--------------|--|--------|----------|---------|---------------|---------------|---------|--------|---------------|-------------|--------------------------|
| 1 | まちかど保健室運営事業 | 心や体、性に不安を抱える中高生や保護者などが気軽に相談できる場所としてまちかど保健室を運用し、青少年支援の充実を図る事業 | こども育成課 | ○ | ◎ | ◎ | | | | | ○ | |
| 2 | 私立学校補助事業 | 私立高等学校の奨学と振興を図る事業 | 学校教育課 | | ◎ | | | | | | | |
| 3 | 松本市育英資金奨学金事業 | 意欲と能力がある学生が、経済的理由により進学を断念することがないように、奨学資金を貸与する事業 | 学校教育課 | | ◎ | | | | | | | |
| 4 | 青少年相談窓口設置事業 | 青少年の様々な問題（不登校、いじめ、非行等）で悩む保護者や子どもを対象に、相談員による電話相談・面接を行う事業 | こども育成課 | ○ | ◎ | ◎ | | | | | | |

◇掲載する主要事業は、令和3年度に実施しているものであり、「施策の方向性」に基づいて、今後5年間で随時拡充をしていくものです。

分野2 教育

方針3 教職員研修の充実と働き方改革の推進

【現状と課題】

- 「社会に開かれた教育課程」の理念の下、「主体的・対話的で深い学び」を通して「生きる力」を育むことが課題となっていますが、特別なニーズを有する子ども、外国由来の子ども、生活が困窮している子どもに対する支援、保護者や地域住民への対応等、教育環境は複雑化・困難化しています。
- 教育現場を取り巻く環境が変化する中、教職員の業務は多岐にわたり、長時間労働だけでなく、精神的負担も増加しています。
- 学校と教職員が担うべき業務を明確にし、学校業務の外部化・分業化・協業化などを通じた学校における働き方改革を推進していくことが必要となっています。
- 中核市として教職員の研修権を有する松本市は、きめ細かな教育を実践・指導できる専門性と指導力を備え、新たな教育課題やニーズに対応できる教職員を育成していく責務を有しています。
- 「※個別最適な学び」と「※協働的な学び」を一体的に推進していくために、教職員の資質・能力の向上を目的とした研修を充実させていくことが求められています。

【施策の方向性】

- 中核市として教職員の研修権を有する松本市は、国の教育政策や県の施策の方向性を踏まえながら、研修の方法や内容を工夫した研修を独自に企画・実施し、教職員の育ちと学びを支援します。
- 課外活動における外部人材の活用、事務作業の効率化や支援員の配置など、保護者や地域住民の理解と協力を得ながら、関係諸団体との連携・協働を通じた働き方改革を推進します。
- 子どもたちに効果的な教育活動を行っていくためにも、子どもと向き合う時間、教材研究の時間、教職員自身が自分のキャリアを展望する時間を確保し、教職員一人ひとりの人間性や創造性を向上させていく取組みを推進します。
- 子どもたちの育ちや学びを地域社会全体で支えていくために、家庭・学校・地域がともに育てたい子どもの姿を共有し、保護者や地域住民が学校運営に参画する「地域とともにある学校づくり」を推進します。

※個別最適な学び…子どもたち一人ひとりの特性や学習進度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行うことなどの「指導の個別化」と、子どもたちの興味・関心等に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子ども自身の学習が最適になるよう調整する「学習の個性化」を整理した概念

※協働的な学び…探究的な学習や体験活動等を通じ、子どもたち同士、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう必要な資質・能力を育成する学び

【2-3 令和3年度の主要事業一覧】

◎：各分野の一覧に主要事業として事業名が掲載されているもの

○：各分野の一覧に事業名は掲載していないが、その分野に関連があるもの

| No. | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 1 子育て | 2 教育 | 3 人権共生 | 4 社会教育 | 5 自然 | 6 食 | 7 スポーツ | 8 地域 | 9 文化芸術 ・歴史 |
|-----|----------------------------|---|-------------|----------|---------|-----------|-----------|---------|--------|-----------|---------|------------------|
| 1 | 教職員の研修 | 「教科等研究推進教員」を市独自に委嘱し、日常の授業や指導に役立てる研修、「子どもと教職員の温かな接点づくり」を目指した研修の他、松本市独自の研修の内容と方法で、教職員の研修を行う事業 | 学校教育課 | | ◎ | ◎ | | | | | | |
| 2 | 部活動指導員配置事業 | 教職員の負担軽減と中学生の部活動環境の充実のために、部活動指導員、地域アスリート、学生アスリートを配置する事業 | 学校教育課 | | ◎ | | ○ | | | ◎ | ○ | |
| 3 | 学校教育情報化推進事業（教員のICT活用指導力向上） | 日々進化するICT環境に適応し、継続的な学びを実現するために、ICT支援員の配置などにより、教員のスキルアップ向上を図る事業 | 学校教育課 | | ◎ | | | | | | | |
| 4 | 学校教育情報化推進事業（校務の情報化推進） | 児童生徒と向き合う時間や教材研究等の時間を確保し、教員の校務負担の軽減を図るため、校務に係る情報システム等の整備を進める事業 | 学校教育課 | | ◎ | | | | | | | |
| 5 | スクールサポートスタッフ配置事業 | 教職員が児童生徒への指導や教材研究に注力できるよう、感染症対策や印刷の補助など学校の業務をサポートする事業 | 学校教育課 | | ◎ | | | | | | | |
| 6 | スクールロイヤー配置事業 | 学校で発生する諸問題に対して、教育や福祉、子どもの権利等の視点を取り入れ、法的観点から学校に助言する弁護士を配置する事業 | 学校教育課 | | ◎ | | | | | | | |
| 7 | 松本版コミュニティスクール事業 | 「松本版コミュニティスクール」の仕組みを活用し、地域・保護者・学校などが子どもや地域に対する願いや思いを共有し連携・協働しながら子どもを育てる「地域とともにある学校づくり」を推進する事業 | 生涯学習課・中央公民館 | ○ | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ◎ | ○ |

◇掲載する主要事業は、令和3年度に実施しているものであり、「施策の方向性」に基づいて、今後5年間で随時拡充をしていくものです。

分野2 教育

方針4 多様な遊びと学びの機会の保障

【現状と課題】

- 子ども一人ひとりのニーズを踏まえながら多様な学びの機会を保障していくために、通常学級、通級指導、特別支援学級、特別支援学校における学習環境の充実を図る必要があります。
- 学校教育における※GIGAスクール構想の実現により、きめ細かな指導体制の整備を進め、個に応じた支援を行っていくことが求められています。
- 子どもにとって多様な学びの機会を保障していく観点から、特色・魅力ある学校づくりを推進していくことが求められています。
- 誰もが豊かな人生を送り活躍できるよう、あらゆる場所・時間・方法で、全ての世代が生涯を通して学び続ける機会を創出していくことが求められています。
- いじめ、不登校、貧困、虐待や※ヤングケアラーなど子どもを取り巻く課題は複雑化、多様化しています。様々な課題を抱える児童生徒が孤立化することのないよう、早期の手厚い支援、相談体制の充実が必要です。

【施策の方向性】

- 子ども一人ひとりのニーズに応じた「個別最適な学び」や自己の考え方や異なる多様な他者とともに学びを深める「協働的な学び」を実現していくために、学習環境の整備や教職員の資質・能力の向上を図ります。
- 不登校の児童生徒が学校以外の場で安心して学ぶことができる機会を提供するために、NPOや民間事業者と連携・協働を通じた居場所づくりを推進します。
- 特別な支援を必要とする児童生徒と保護者に対して、就学前の幼児期から就学後の学校教育段階への適切な情報共有、さらには学齢期以降の将来的な社会的自立に向けて、切れ目のない支援の充実に取り組みます。
- 特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任などの教職員の専門性の向上に加えて、管理職や通常学級の担当教員が一定の基礎的知識・技能を身に付けられるよう、教職員研修の充実を図ります。
- 特別な支援を必要とする児童生徒の多様な学びのニーズに対して、発達段階に応じたきめ細かい支援を行うために、医療・療育・福祉の関係機関や民間団体との連携・協働を通じた教育相談体制の充実を図ります。

【施策の方向性】

- ※スクールカウンセラー、※スクールソーシャルワーカー、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士等の専門家の活用を通して、特別支援教育における支援の充実を図ります。
- 健康・福祉・教育の連携・協働を通して、医療的ケアの観点から看護師等の専門家が継続的・安定的な支援ができるよう体制を整備します。
- 全ての世代のライフステージの多様なニーズに応える学習機会を創出するとともに、学び合いを通して、充実した暮らしや地域課題の解決につなげる取組みを推進します。
- 高度情報化社会に対応した学習環境づくりとして、高齢者を始め、全ての世代がデジタル化の恩恵を享受できる取組みを進めます。

※G I G Aスクール構想…1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するとともに、並行してクラウド活用推進、ICT機器の整備調達体制の構築、利活用優良事例の普及、利活用のPDCAサイクル徹底等を進めることで、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる構想

※ヤングケアラー…年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護や世話をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18才未満の子ども

※スクールカウンセラー…いじめ、不登校、暴力行為等の問題行動の未然防止や早期発見・早期解決を図るため、児童生徒へのカウンセリングや保護者、教職員に対する助言・援助を行う心の専門家

※スクールソーシャルワーカー…社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの構築等、多様な支援方法を用いて問題の解決に向けて対応を図っていく福祉の専門家

【2-4 令和3年度の主要事業一覧】

◎：各分野の一覧に主要事業として事業名が掲載されているもの

○：各分野の一覧に事業名は掲載していないが、その分野に関連があるもの

| No. | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 1 子育て | 2 教育 | 3 人権共生 | 4 社会教育 | 5 自然 | 6 食 | 7 スポーツ | 8 地域 | 9 文化芸術 ・歴史 |
|-----|-------------------------|---|-------------|----------|---------|-----------|-----------|---------|--------|-----------|---------|------------------|
| 1 | 自立支援教員・中学校学力向上推進教員等配置事業 | 自立支援教員・中学校学力向上推進教員の支援を通して、子どもの社会的自立を目指す事業 | 学校教育課 | | ◎ | | | | | | ○ | |
| 2 | トライやるエコスクール事業 | 特色ある学校づくりの一環として、地域の歴史・文化・自然等の活用による教育実践活動や環境教育の充実を図る事業 | 学校教育課 | | ◎ | ○ | ○ | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3 | 学校教育情報化推進事業 | 「GIGA スクール構想」におけるICT環境の整備充実を図る事業 | 学校教育課 | | ◎ | | | | | | | |
| 4 | 授業用校用備品充実整備事業 | 学力の向上と豊かな心の育成を図るために、授業用備品等の充実を図る事業 | 学校教育課 | | ◎ | | | | | | | |
| 5 | 夏休み・水の研究お助け隊 | 小学生の親子を対象として、飲料水の作られ方や家庭排水の処理・再生の仕方に関する学びの機会を提供する事業 | 下水道課 | | ◎ | | | ○ | | | | |
| 6 | まつもと広域ものづくりフェア | 子どもたちにもものづくりや理工学への関心を持ってもらうために、松本市、塩尻市、安曇野市の行政や商工団体を中心とした実行委員会が、松本広域の次世代を担う人材育成を図る事業 | 商工課 | | ◎ | | ○ | | | | ○ | |
| 7 | ものづくり人材育成事業 | 若年層にもものづくりの楽しさを伝えるために、松本市ものづくり育成連絡会と連携し、小学校での木工教室や中学校の職場体験学習の情報誌作成等を行う事業 | 労政課 | | ◎ | | ○ | | | | ○ | |
| 8 | 園児を対象とした参加型環境教育事業 | 園児の食べ物に対する「もったいない」意識など、環境意識の醸成を図るために、保育園・幼稚園の年長児を対象に「ごみの分別と食べ残し」をテーマにした参加型環境教育を実施する事業 | 環境・地域エネルギー課 | ○ | ◎ | | | ◎ | ◎ | | ○ | |
| 9 | 小学校環境教育事業 | 子どもたちの食べ物に対する「もったいない」意識など、環境意識の醸成を図るために、食品ロスをテーマとした環境教育を行い、家庭への波及効果を促す啓発事業 | 環境・地域エネルギー課 | ○ | ◎ | | | ◎ | ◎ | | ○ | |

| No. | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 1 子育て | 2 教育 | 3 人権共生 | 4 社会教育 | 5 自然 | 6 食 | 7 スポーツ | 8 地域 | 9 文化・歴史・芸術 |
|-----|----------------------------|--|-------------|----------|---------|-----------|-----------|---------|--------|-----------|---------|---------------|
| 10 | 学都松本推進事業 | 「学都松本フォーラム」など、学都松本推進協議会が学都松本を推進する教育・学習活動の仕組みづくりを推進する事業 | 教育政策課 | ○ | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 11 | 教育文化センター各種事業 | 親子科学教室や親子プログラミング教室、星空観望、プラネタリウム関連事業等の講座を幅広い世代に実施する事業 | 教育政策課 | | ◎ | ○ | ◎ | ○ | | | ○ | ○ |
| 12 | 多様なニーズに応じた学習機会の創出事業 | オンライン講座、キャリア教育の充実、学び直しへの支援など、多様なニーズに応える学習機会の創出を通して、まちづくりに貢献する人材を育成していく事業 | 生涯学習課・中央公民館 | ○ | ◎ | | ◎ | | | | ○ | |
| 13 | 「学びの森いんふおめーしょん」発行 | 生涯学習に関するイベント情報や地域で活動する団体の情報等を生涯学習情報誌としてまとめ、年4回全戸配布する事業 | 生涯学習課・中央公民館 | | ◎ | | ○ | | | | ○ | |
| 14 | 生涯学習支援登録制度 | 市民の生涯学習活動を支援するために、専門分野の知識を持つ指導者や自発的に活動している団体・グループを登録し、その情報を市民に提供する事業 | 生涯学習課・中央公民館 | | ◎ | | ○ | | | | ○ | |
| 15 | 青少年ホーム事業 | 職業的スキルや人間力を育成するための各種講座やイベントなど、若者が主体的に社会貢献活動に取り組むプログラムを実施する事業 | 生涯学習課・中央公民館 | | ◎ | | ◎ | | | ○ | ○ | |
| 16 | 南部老人福祉センター管理運営事業 | 教養の向上、レクリエーション、健康増進のために、各種教養講座やプラチナ大学等を地域の高齢者を対象に実施する事業 | 高齢福祉課 | | ◎ | | ○ | | | | ○ | |
| 17 | 交通安全教室事業（高齢者向け） | 地区高齢者クラブ等を対象とした交通安全教室や啓発活動を行う事業 | 自転車推進課 | | ◎ | | ○ | | | | ○ | |
| 18 | プラネタリウム・天文関連事業 | プラネタリウムの投映や市民参加型の講座、天体観測ドーム等を活用した天体観測会等を実施する事業 | 教育政策課 | | ◎ | | ○ | ○ | | | ○ | |
| 19 | 出前講座「いい街つくろう！パートナーシップまつもと」 | 市民の学習機会の充実を図るとともに、市民と職員が対話を通じて相互理解を深め「市民が主役」の市政の推進と市民の生涯学習によるいいまちづくりを目指す事業 | 生涯学習課・中央公民館 | | ◎ | | ○ | | | | ○ | |

| No. | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 1 子育て | 2 教育 | 3 人権共生 | 4 社会教育 | 5 自然 | 6 食 | 7 スポーツ | 8 地域 | 9 文化・歴史・芸術 |
|-----|--------------------------|--|--------|----------|---------|-----------|-----------|---------|--------|-----------|---------|---------------|
| 20 | 市内遺跡発掘報告会 | 遺跡発掘の成果に関する報告会や現地説明会等を開催し、市民の埋蔵文化財に対する理解と関心を高める事業 | 文化財課 | | ◎ | | | | | | | ○ |
| 21 | 学校の魅力化を推進する取組み | 多様な学びの在り方の検討を通して、地域の物的・人的資源や特性を生かした魅力ある学校づくりを推進していく取組み | 教育政策課 | ○ | ◎ | ○ | | | | | ◎ | |
| 22 | 子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」運営事業 | 様々な事情で学校に通うことができない子どもや悩みを抱えている子どものための居場所を提供し、一人ひとりの思いに寄り添いながら、生活支援・学習支援・保護者支援を行う事業 | こども育成課 | ◎ | ◎ | ◎ | | | | | ◎ | |

◇掲載する主要事業は、令和3年度に実施しているものであり、「施策の方向性」に基づいて、今後5年間で随時拡充をしていくものです。

分野2 教育

方針5 子ども関係施設等の整備・充実

【現状と課題】

- 昭和40年代以降に建設された学校施設の多くが老朽化し、建て替えの時期を迎えています。
- 幼稚園・保育園や児童館・児童センターは、木造園舎の改築や老朽度に応じた改修を計画的に行っています。
- 少子化による児童・生徒数の減少が見込まれる一方、特別支援学級の児童・生徒が増加しています。
- ICT教育や※インクルーシブ教育、異年齢交流など、多様な新しい学びの内容や形態に対応する学習環境の整備が必要となっています。
- 学校施設は災害時の避難所施設としての役割も併せ持つため、誰もが使いやすい施設を整備していくことが求められています。
- 一部の児童館、児童センターでは著しく狭あい化が進んでいます。
- 共働き世帯やひとり親世帯の増加により、放課後の子どもの居場の在り方を検討していくことが必要となっています。

【施策の方向性】

- ユニバーサルデザインや地球環境への影響に配慮しながら、幼稚園・保育園・学校施設等の構造体の耐久化、インフラ設備の更新など、子どもたちが安全・安心に過ごせる基本的な施設整備を計画的に進めます。
- 学校施設を避難所としても利用することを想定し、ユニバーサルデザインや性の多様化に配慮した防災機能の強化に取り組みます。
- 少子化に伴う児童生徒数の減少、特別支援学級の増加、多様な教育内容や形態の変化に対応できる柔軟な学校施設整備の在り方を検討します。
- 通学路や生活道路などに関して、安全安心に通行できるよう人にやさしい交通環境の整備を行います。
- 教育文化センターの再整備により、子ども・若者の学びと大人の学びの環境を整え、「学都松本」の人材育成の拠点とします。
- 余裕のある学校施設を放課後児童クラブなどの子ども関係施設として活用し、施設の併設化に取り組みます。
- 校舎や体育館、その他遊具、防球ネット及び石碑などの点検を実施し、事故の防止を徹底します。

※インクルーシブ教育…障がいのある子どもと障がいのない子どもが、共に学ぶ教育の仕組み。障がいのある子どもが教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において、初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要とされている。

【2-5 令和3年度の主要事業一覧】

◎：各分野の一覧に主要事業として事業名が掲載されているもの

○：各分野の一覧に事業名は掲載していないが、その分野に関連があるもの

| No. | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 1 子育て | 2 教育 | 3 人権共生 | 4 社会教育 | 5 自然 | 6 食 | 7 スポーツ | 8 地域 | 9 文化・歴史・芸術 |
|-----|----------------|---|--------|----------|---------|-----------|-----------|---------|--------|-----------|---------|---------------|
| 1 | 青少年の居場所づくり事業 | 放課後や休日に気軽に立ち寄り仲間と一緒にスポーツをしたり、交流の輪を広げたりすることができる場や機会を保障する事業 | こども育成課 | | ◎ | ○ | ○ | | | ○ | ◎ | |
| 2 | 小中学校新・増・改築事業 | 教室不足対応や校舎・体育館の老朽化対応等のために、施設の新・増・改築を行う事業 | 学校教育課 | | ◎ | ○ | | | | | ○ | |
| 3 | 小中学校プール整備事業 | 老朽化が著しいプールの改築・改修や民間水泳プールの活用による教育環境の改善や施設耐久性の確保を図る事業 | 学校教育課 | | ◎ | | | | | ○ | | |
| 4 | 小中学校長寿命化改良事業 | 構造体の耐久化とインフラ設備の更新、多様な学習内容に応じた環境整備を行う事業 | 学校教育課 | | ◎ | ○ | | | | ○ | ○ | |
| 5 | 小中学校トイレ改修事業 | 児童生徒の生活環境の改善を図るために、トイレの洋式化・乾式化等の整備を図るとともに、バリアフリーに対応した多目的トイレの増築・改修を行う事業 | 学校教育課 | | ◎ | ○ | | | | | ○ | |
| 6 | 放課後子ども教室 | 小学校の余裕教室や校庭等を利用し、地域住民の参加を通して放課後の子どもの居場所を確保する事業 | こども育成課 | | ◎ | | ○ | | | | ◎ | |
| 7 | 児童館・児童センター整備事業 | 地域の児童の遊びの拠点や放課後児童健全育成事業の実施場所を整備する事業 | こども育成課 | ◎ | ◎ | ○ | ○ | | ○ | | ◎ | |
| 8 | 児童館管理運営事業 | 市内26児童館・児童センターで、18歳までの子どもに健全な遊びの場を提供することを目的として、留守家庭児童対策である「放課後児童健全育成事業」や未就園児とその保護者のための「つどいの広場事業」を実施する事業 | こども育成課 | ◎ | ◎ | ○ | ○ | | ○ | | ◎ | |

◇掲載する主要事業は、令和3年度に実施しているものであり、「施策の方向性」に基づいて、今後5年間で随時拡充をしていくものです。

分野3 人権共生

方針1 子どもの権利保障と環境づくりの推進

【現状と課題】

- 松本市は、平成25年4月に「松本市子どもの権利に関する条例」を施行し、子どもの健やかな育ちを支援し、子どもの権利を保障する「すべての子どもにやさしいまちづくり」を推進しています。
- 子どもだけでなく子どもに関わる全ての大人にとって、子どもの権利に対する理解を深めていくために、一層の普及・啓発に取り組み、地域社会全体で子どもに寄り添い、子どもの育ちと学びを支える意識を醸成していくことが求められています。
- 子どもを取り巻く環境の多様化・複雑化を背景とした多様な心の悩みに対して、相談・救済・回復できる体制を構築し、居場所づくりを推進していくことが必要となっています。
- 外国由来の児童生徒は近年増加傾向にあり、日本語指導が必要な児童生徒も増えています。こうした児童生徒に対する一層の指導・支援体制の充実を図り、多様な子どもたちの教育を受ける権利を保障していくことが求められています。
- いじめ、不登校、貧困、虐待やヤングケアラーなど子どもを取り巻く課題は複雑化、多様化しています。さまざまな課題を抱える児童生徒が孤立化することのないよう、早期の手厚い支援、相談体制の充実が必要です。

【施策の方向性】

- 生まれ持った特性や育った環境に関わらず、全ての子どもたちの教育を受ける機会を保障していく仕組みづくりに取り組みます。
- 子ども自身が子どもの権利を学ぶとともに、全ての大人が子どもの権利に対する理解を深めていくために、一層の普及・啓発に取り組み、地域社会全体で子どもに寄り添い、子どもの育ちと学びを支える意識の醸成を図ります。
- 学校・地域・専門家・民間団体の連携・協働を通して、子どもの権利に対する支援・協力体制を充実させ、相談窓口の拡充、学ぶ場や居場所づくりなどを総合的に推進します。
- 子どもの貧困、いじめや不登校、ひきこもりなどへの対応として、学校における支援体制の整備のほか、外部機関との連携強化や人的配置の拡充、未然防止や早期発見に努め、児童生徒や保護者に対するきめ細かな支援を行います。
- 共生社会の実現の観点から、様々な機関・団体と連携・協働しながら外国由来の児童生徒に対する教育の機会を確保し、日本語教育とともに、キャリア教育など、就学前段階から義務教育・高等学校段階を経て、学校卒業後を見据えた体系的な指導・支援をします。
- 不登校の児童生徒が学校以外の場で安心して学ぶことができる機会を提供するために、NPOや民間事業者と連携・協働を通じた居場所づくりを推進します。

【3-1 令和3年度の主要事業一覧】

◎：各分野の一覧に主要事業として事業名が掲載されているもの

○：各分野の一覧に事業名は掲載していないが、その分野に関連があるもの

| No. | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 1 子育て | 2 教育 | 3 人権共生 | 4 社会教育 | 5 自然 | 6 食 | 7 スポーツ | 8 地域 | 9 文化芸術 ・歴史 |
|-----|--------------------------|---|--------|----------|---------|-----------|-----------|---------|--------|-----------|---------|------------------|
| 1 | 子どもの権利啓発事業 | 子どもの権利条例の基本理念に基づき、子どもに関わる全ての大人が連携し、協働して、全ての子どもにやさしいまちづくりを進めるために、子どもだけでなく、子どもに関わる大人も含め、市民全体に、子どもの権利に対する理解が広がるよう、積極的に普及・啓発に取り組む事業 | こども育成課 | ○ | ○ | ◎ | ○ | | | | ◎ | ○ |
| 2 | 子どもの権利相談室「こころの鈴」運営事業 | 子どもの権利擁護に必要な支援を行うために、子どもの権利相談室「こころの鈴」が子どもの悩みや苦しみを受け止め、共に解決していくことを目指す事業 | こども育成課 | ◎ | | ◎ | | | | | | |
| 3 | まちかど保健室運営事業 | 心や体、性に不安を抱える中高生や保護者などが気軽に相談できる場所としてまちかど保健室を運用し、青少年支援の充実を図る事業 | こども育成課 | ○ | ◎ | ◎ | | | | | ○ | |
| 4 | 青少年相談窓口設置事業 | 青少年の様々な問題（不登校、いじめ、非行等）で悩む保護者や子どもを対象に、相談員による電話・面接を行う事業 | こども育成課 | ○ | ◎ | ◎ | | | | | | |
| 5 | 子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」運営事業 | 様々な事情で学校に通うことができない子どもや悩みを抱えている子どものための居場所を提供し、一人ひとりの思いに寄り添いながら、生活支援・学習支援・保護者支援を行う事業 | こども育成課 | ◎ | ◎ | ◎ | | | | | ◎ | |
| 6 | 多文化共生プラザ運営事業 | 多文化共生による地域づくり拠点である「松本市多文化プラザ」を運営し、地域住民に対する啓発や外国人住民の自立や交流を図る事業 | 人権共生課 | | | ◎ | ○ | | | | ○ | |

◇掲載する主要事業は、令和3年度に実施しているものであり、「施策の方向性」に基づいて、今後5年間で随時拡充をしていくものです。

分野3 人権共生

方針2 互いを認め合い学び合う教育の推進

【現状と課題】

- 年齢、性別、国籍、人種、民族、障がいの有無等による偏見や差別、誹謗中傷等の様々な人権問題がまだ地域社会に存在しています。
- 「男性・女性らしさ」「男性・女性の役割」など、社会的・文化的に形成された性別の枠組みに基づく性別役割分担意識がまだ続いています。
- 外国人住民が増加する中で、国籍、人種、民族等の異なる人々が互いに文化や人権を尊重し、相互理解を深め、対等な関係を築きながら地域社会の構成員として共に生きていく視点が必要となっています。
- インターネット上を中心に一方的な価値観を押し付け、価値観の違う他者を排除する風潮が社会問題化しています。

【施策の方向性】

- 全ての人が年齢、性別、国籍、人種、民族、障がいの有無等に関わりなく、違いを認め合い、多様な個性と人権を尊重する意識の醸成を図ります。
- 性別役割分担意識を解消するため全ての世代に向けた広報啓発や情報発信に取り組みます。
- 性の多様性や性的マイノリティ等に関する理解を促進するために、広報・啓発や情報発信に取り組みます。
- 日本人住民と外国人住民が相互に交流し、多文化共生に関する理解を深める場づくりを推進することで、地域住民の多文化共生意識の醸成を図ります。
- 日本語を母語としない人に対する日本語教育・学習は、生活や学びに必要な言語の習得という観点とともに、外国人住民の居場所や地域社会への入り口、交流の場としても必要な場であることから、関係団体や地域と連携・協働しながら、支援の充実を図ります。
- 全ての世代において、情報化社会の中で情報を正しく読み取り、主体的に選択する力を養い、様々なメディアを活用する力を付けるために、※メディアリテラシー教育を推進します。

※メディアリテラシー教育…メディアの意味と特性を理解した上で、受け手として情報を読み解き、送り手として情報を表現・発信するとともに、メディアのあり方を考え、行動していくことができる能力を育成する教育

【3-2 令和3年度の主要事業一覧】

◎：各分野の一覧に主要事業として事業名が掲載されているもの

○：各分野の一覧に事業名は掲載していないが、その分野に関連があるもの

| No. | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 1 子育て | 2 教育 | 3 人権共生 | 4 社会教育 | 5 自然 | 6 食 | 7 スポーツ | 8 地域 | 9 文化・歴史・芸術 |
|-----|---|---|-------------|----------|---------|-----------|-----------|---------|--------|-----------|---------|---------------|
| 1 | 女性センター事業 | 男女共同参画社会の形成のための啓発、女性の能力の開発や就業支援等を実施する事業 | 人権共生課 | ○ | | ◎ | ◎ | | | | ○ | |
| 2 | トライあい・松本事業 | 女性労働者等の生活の向上や、福祉の増進を図るために、各種の相談・指導・講習等を実施する事業 | 人権共生課 | ○ | | ◎ | ○ | | | | ○ | |
| 3 | 企業人権啓発推進事業 | 企業における人権啓発推進リーダーを育成していくために、人権テーマの専門講師による研修会を実施する事業 | 人権共生課 | | | ◎ | ○ | | | | ○ | |
| 4 | 多文化共生プラザ運営事業 | 多文化共生による地域づくり拠点である「松本市多文化共生プラザ」を運営し、地域住民に対する啓発や外国人住民の自立や交流を図る事業 | 人権共生課 | ○ | ○ | ◎ | ○ | | | | ○ | |
| 5 | メディアリテラシー教育事業 | 市内小中学校の児童生徒及び保護者を対象に、インターネット・スマートフォン等の適切な使い方やルールづくりについて学ぶ講座を開催する事業 | こども育成課 | ○ | ◎ | ◎ | ○ | | | | | |
| 6 | メディアリテラシーのための教育の取組み | デジタル格差解消の一環として、メディアリテラシー講座等を実施する事業 | 生涯学習課・中央公民館 | | | ◎ | ◎ | | | | | |
| 7 | 日本語を母語としない児童生徒支援事業 (松本市子ども日本語教育センター) | 日本語を母語としない児童生徒に対する支援を行うために、田川小学校内に松本市子ども日本語教育センターを設置し、日本語教育に関する相談業務、コーディネート業務、日本語教育支援員等による学校派遣授業を実施する事業 | 学校教育課 | | ○ | ◎ | | | | | | |

◇掲載する主要事業は、令和3年度に実施しているものであり、「施策の方向性」に基づいて、今後5年間で随時拡充をしていくものです。

分野3 人権共生

方針3 特別支援教育の充実

【現状と課題】

- 特別な支援が必要な子どもが増加する中、障がいや特性に応じた児童生徒や保護者へのきめ細かな支援を充実させていくことが必要となっています。
- 子どもの障がいは早期に発見し、療育などの適切な支援につなげることが重要です。特に知的障がいや発達障がいなどの障がいや特性は、「かもしれない」という疑いの段階から最終的な診断の確定まで長期にわたるケースが多く見られます。家庭支援も含めた個に寄り添った支援が求められています。
- 松本市では「あるがキッズ支援事業」として、発達障がいのある児童生徒やその心配がある子どもと保護者、保育士や教員などの支援者に対して、継続的・総合的な支援を行ってきましたが、これまでの就学前の子どもに関わる支援にとどまらず、就学後も切れ目ない支援を充実させていくことが必要となっています。
- 特別な支援が必要な子どもが通常学級にも多く在籍していることから、全ての教員が特別支援教育に関する知識・技能を習得していることが求められています。

【施策の方向性】

- 特別な支援を必要とする子どもと保護者に対して、乳幼児期から幼稚園・保育園、そして就学後の学校教育段階、さらには学齢期以降の将来的な社会的自立に向けて、切れ目のない支援の充実に取り組みます。
- 特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任などの教職員の専門性の向上に加えて、管理職や通常学級の担当教員が一定の基礎的知識・技能を身に付けられるよう、研修の充実を図ります。
- 特別な支援を必要とするよう子どもの多様な学びのニーズに対して、発達段階に応じたきめ細かい支援を行うために、医療・療育・福祉の関係機関や民間団体との連携・協働を通じた教育相談体制の充実を図ります。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士等の専門家の活用を通して、特別支援教育における支援の充実を図ります。
- 健康・福祉・教育の連携・協働を通して、医療的ケアの観点から看護師等の専門家が継続的・安定的な支援ができるよう体制を整備します。

【3-3 令和3年度の主要事業一覧】

◎：各分野の一覧に主要事業として事業名が掲載されているもの

○：各分野の一覧に事業名は掲載していないが、その分野に関連があるもの

| No. | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 1 子育て | 2 教育 | 3 人権共生 | 4 社会教育 | 5 自然 | 6 食 | 7 スポーツ | 8 地域 | 9 文化・歴史・芸術 |
|-----|---|--|--------|----------|---------|-----------|-----------|---------|--------|-----------|---------|---------------|
| 1 | 特別支援教育支援員配置事業 | 小中学校に在籍する障がいのある子どもに対する支援を行っていくために、「特別支援教育支援員」を配置し、特別支援教育の充実を図る事業 | 学校教育課 | ○ | ○ | ◎ | | | | | | |
| 2 | 日本語を母語としない児童生徒支援事業 (松本市子ども日本語教育センター) | 日本語を母語としない児童生徒に対する支援を行っていくために、田川小学校内に松本市子ども日本語教育センターを設置し、日本語教育に関する相談業務、コーディネート業務、日本語教育支援員等による学校派遣授業を実施する事業 | 学校教育課 | | ○ | ◎ | | | | | | |
| 3 | 教職員の研修 | 「教科等研究推進教員」を市独自に委嘱し、日常の授業や指導に役立つ研修、「子どもと教職員の温かな接点づくり」を目指した研修の他、松本市独自の研修の内容と方法で、教職員の研修を行う事業 | 学校教育課 | | ◎ | ◎ | | | | | | |
| 4 | あるぷキッズ支援事業 | 発達障がいと診断された子ども等と保護者に対する相談事業、園や学校への巡回支援、あるぷキッズサポート手帳の配付等の支援を行う事業 | こども福祉課 | ◎ | ○ | ◎ | | | | | | |

◇掲載する主要事業は、令和3年度に実施しているものであり、「施策の方向性」に基づいて、今後5年間で随時拡充をしていくものです。

分野4 社会教育

方針1 社会教育活動の充実

【現状と課題】

- 人生100年時代を迎え、学校、仕事、退職後の生活といった節目のある単線型の生き方だけでなく、仕事をしながら学び直し、新たな価値を創造しながら多様な人と交流するなど、様々なステージ（副業・兼業・起業・ボランティアなど）を並行・移行・越境しながら、生涯現役であり続けるライフサイクルの実現が求められています。
- 趣味や教養等の個人のニーズに応じた学習時間の増加の一方で、地域力の低下が懸念されています。他方で、地域課題を解決していくためには、多様な人や組織が協働していくことが不可欠であり、互いがつながる関係づくりを再構築していくことが必要となっています。
- ICT機器の普及により、いつでもどこでも学びにつながる環境が整備されてきましたが、機器の利用等に抵抗がある人との間で「デジタル格差」への対応も求められています。

【施策の方向性】

- 誰もが自由に学び、適切に学びの支援や情報を得ることができ、その成果を次世代の子どもたちや社会に還元できることを基本に据えた取組みを推進します。
- 社会教育施設や大学、NPO、関連団体等と連携を図りながら、幅広い世代が集い、情報が行き交い交流できる生涯学習活動拠点を確立します。
- 市民の学びを具体的な活動や発表の機会に結び付けていくことで、人と人とのつながりや交流が生まれ、学びがより広がるよう支援します。
- 高齢者を始め、全ての世代がデジタル化の恩恵を享受できるための取組みを推進し、誰でも、いつでも、どこからでも自由に学ぶことができる環境の整備を図ります。

【4-1 令和3年度の主要事業一覧】

◎：各分野の一覧に主要事業として事業名が掲載されているもの
 ○：各分野の一覧に事業名は掲載していないが、その分野に関連があるもの

| No. | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 1 子育て | 2 教育 | 3 人権共生 | 4 社会教育 | 5 自然 | 6 食 | 7 スポーツ | 8 地域 | 9 文化・歴史・芸術 |
|-----|--|---|-----------------------|----------|---------|-----------|-----------|---------|--------|-----------|---------|---------------|
| 1 | 教育文化センター各種事業 | 親子科学教室や親子プログラミング教室、星空観望、プラネタリウム関連事業等の講座を幅広い世代に実施する事業 | 教育政策課 | | ◎ | ○ | ◎ | ○ | | | ○ | ○ |
| 2 | 多様なニーズに応じた学習機会の創出 | オンライン講座やキャリア教育の充実、学び直しへの支援など、多様なニーズに応える学習機会を創出し、まちづくりに貢献する人材の育成につなげる事業 | 生涯学習課・中央公民館 | ○ | ◎ | | ◎ | | | | ○ | |
| 3 | 地域課題学習等による地域づくりの推進 | 地域課題の解決や地域づくり人材の育成を推進するために、公民館を中心に地域づくり学習会などを実施する事業 | 生涯学習課・中央公民館 | ○ | ○ | ○ | ◎ | | | | ◎ | ○ |
| 4 | 大学・専門学校等との連携 | 地域課題の解決や地域づくり人材の育成を推進するために、大学との共同研究等を進めるとともに、各種専門学校の専門性を人材育成に活用するため、補助金交付等を行う事業 | 生涯学習課・中央公民館 | ○ | ○ | ○ | ◎ | ○ | ○ | ○ | ◎ | ○ |
| 5 | 公民館報の発行 | 隔月で年間6回、公民館活動の実施状況、お知らせ等の情報を提供する事業 | 生涯学習課・中央公民館 | | ○ | ○ | ◎ | | | | ◎ | ○ |
| 6 | 公民館運営審議会の運営 | 総合的な地域づくり拠点としての公民館の在り方など、公民館運営・機能等に関する審議を行う事業 | 生涯学習課・中央公民館 | ○ | ○ | ○ | ◎ | | | | ◎ | ○ |
| 7 | 公民館委員会活動の充実 | 地区公民館活動の推進を図るために、公民館委員会の活動を充実させ、市民の事業参画を図る事業 | 生涯学習課・中央公民館 | ○ | ○ | ○ | ◎ | | | ○ | ◎ | ○ |
| 8 | 未来へつなぐ私たちのまちづくりの集いの開催（公民館研究集会・地域づくり市民活動研究集会合同開催） | 地域住民、市民活動団体、職員が一堂に会して、公民館活動の検証や地域課題等について学び合い、お互いの理解を深めることで、松本らしい地域づくりを推進していく事業 | 地域づくり課 生涯学習課・中央公民館 | ○ | ○ | ○ | ◎ | ○ | ○ | ○ | ◎ | ○ |

| No. | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 1 子育て | 2 教育 | 3 人権 共生 | 4 社会 教育 | 5 自然 | 6 食 | 7 スポ ーツ | 8 地 域 | 9 文化 ・歴史 芸術 |
|-----|----------------------|---|-------------|----------|---------|---------------|---------------|---------|--------|---------------|-------------|----------------------|
| 9 | ※メディアリテラシーのための教育の取組み | デジタル格差解消の一環として、メディアリテラシー講座等を実施する事業 | 生涯学習課・中央公民館 | | | ◎ | ◎ | | | | | |
| 10 | 町内公民館業務の振興 | 町内公民館活動の充実を図るために、委託料を支出する事業 | 生涯学習課・中央公民館 | ○ | ○ | ○ | ◎ | | | ○ | ◎ | ○ |
| 11 | 町内公民館と地区公民館の連携強化 | 町会や地区の抱える課題を掘り下げ、方策を議論する意見交換や研修、相談業務等の充実を図る事業 | 生涯学習課・中央公民館 | ○ | ○ | ○ | ◎ | | | ○ | ◎ | ○ |

◇掲載する主要事業は、令和3年度に実施しているものであり、「施策の方向性」に基づいて、今後5年間で随時拡充をしていくものです。

※メディアリテラシー教育…メディアの意味と特性を理解した上で、受け手として情報を読み解き、送り手として情報を表現・発信するとともに、メディアのあり方を考え、行動していくことができる能力を育成する教育

分野4 社会教育

方針2 [※]リカレント教育の充実

【現状と課題】

- 少子化により労働人口が減少する中、出産や育児で離職した女性の復職や定年退職者の再雇用の促進による労働力の確保が期待されています。
- 人生100年時代を迎え、生涯現役で各ライフスタイルに応じた多様で柔軟な働き方ができるよう、学び直しの機会が必要となっています。
- 急速な技術革新の進展や労働者の流動化により雇用環境が変化する中で、キャリアアップやキャリアチェンジのために学び直しを望む社会人のニーズが高まっています。他方で、仕事の多忙感からくる時間の確保、新たな学習に伴う費用負担など、様々な課題が指摘されています。
- 教育現場における外部人材の活用を促進していくために、子ども支援を望む者（教員免許状取得者で教職未経験の者など）に対して、必要な知識・技能等を身に付けることができる機会を提供していくことが求められています。

【施策の方向性】

- いつでも学び直しができ、何度でも新しいチャレンジができる社会を目指して、希望する人が学びやすい環境の整備を図ります。
- 地元企業や地域のニーズを踏まえた実践的な人材育成を目指し、企業や大学等と連携・協働して社会人の学び直しの環境の整備を図ります。
- 女性の活躍推進に向けて、就業している女性のキャリアアップや出産・育児などで離職した女性の再就職に結び付く学び直しの機会の拡大を図ります。
- 定年退職後の再就職や、就職氷河期世代の非正規雇用者等のキャリアアップを目的とした学び直しについて、関係機関と連携・協働して情報発信や相談体制の充実を図ります。

※リカレント教育…社会人になった後も、必要なタイミングで教育機関や社会人向け講座に戻り、学び直すこと。学んだことを仕事に生かし、会社の成長や転職など、より具体的な目標を伴うもの

【4-2 令和3年度の主要事業一覧】

◎：各分野の一覧に主要事業として事業名が掲載されているもの

○：各分野の一覧に事業名は掲載していないが、その分野に関連があるもの

| No. | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 1 子育て | 2 教育 | 3 人権共生 | 4 社会教育 | 5 自然 | 6 食 | 7 スポーツ | 8 地域 | 9 文化芸術 ・歴史 |
|-----|---------------------|--|-------------|----------|---------|-----------|-----------|---------|--------|-----------|---------|------------------|
| 1 | 思春期の子どもたちと向き合うための講座 | 成人への移行期間として、身体的・精神的・社会的に成長していく思春期の子どもたちに対する大人の関わり方を学ぶ講座を実施する事業 | こども育成課 | ○ | ○ | ○ | ◎ | | | | ○ | |
| 2 | 青少年ホーム事業 | 職業的スキルや人間力を育成するための講座やイベント、若者が社会の一員として主体的に取り組むためのプログラムを実施する事業 | 生涯学習課・中央公民館 | | ◎ | ○ | ◎ | | | | ○ | |
| 3 | 展覧会開催事業 | 松本の自然や歴史文化に対する市民の関心を高め、人の交流・観光に資するための、資料の収集・調査研究からなる企画展・特別展を開催する事業 | 博物館 | ○ | ○ | | ◎ | ○ | | | ○ | ◎ |
| 4 | 学都松本・博物館関連事業 | ボランティアや市民との協働連携事業、学校連携事業、講座の開催、研究報告書作成等を行う事業 | 博物館 | | ○ | | ◎ | | | | | ○ |
| 5 | 女性センター事業 | 男女共同参画社会の実現のために、啓発や女性の能力開発・就業支援等を実施する事業 | 人権共生課 | ○ | | ◎ | ◎ | | | | | |
| 6 | トライあい・松本事業 | 女性労働者等の生活の向上や福祉の増進を図るために、各種の相談・指導・講習等を実施する事業 | 人権共生課 | ○ | | ◎ | ◎ | | | | ○ | |
| 7 | 図書館ビジネス支援 | 仕事や起業・創業活動に必要な利用者の判断を支援するための資料や情報を提供する事業 | 中央図書館 | | | | ◎ | | | | ○ | |

◇掲載する主要事業は、令和3年度に実施しているものであり、「施策の方向性」に基づいて、今後5年間で随時拡充をしていくものです。

分野4 社会教育

方針3 地域の情報拠点としての図書館機能の充実

【現状と課題】

- 図書館には市民の読書活動を支援するだけでなく、人と情報、情報と情報、人と人をつなぐ地域の情報拠点となり、訪れる一人ひとりの活動の場や新たな関係性が生まれる場としての役割が求められています。
- 図書館のサービス内容や機能に対する理解や利用・活用経験が、まだまだ市民に十分に浸透していない部分もあることから、広く情報発信していくことが必要となっています。
- 平成3年に開館した中央図書館は、機械設備等の老朽化、書庫の狭あい化、開架書架の耐震強化等の課題があり、時代に即した図書館の在り方を踏まえた、長寿命化改修の対応が必要となっています。

【施策の方向性】

- 社会の変化や利用者ニーズを踏まえ、課題解決や暮らしに役立つ資料・情報の収集に努め、図書館自らが積極的に情報発信・提供を行い、市民が主役の図書館サービスの充実を図ります。
- 市民が図書館の「学ぶ」基盤を通して、さらに新しいつながりや交流を持つことのできるようなコミュニティの拠点としての機能を強化します。
- 暮らしや仕事、地域の課題解決のために、市役所各課や公民館・博物館等の施設、市内外の各種図書館、図書室、研究機関や企業との連携・協働を通じたネットワーク網の拡充を図ります。
- ICTの活用を通じて、電子書籍や地域・行政資料のデジタルアーカイブ化など、来館しなくても情報にアクセスできる環境の整備を推進します。
- 中央図書館を松本らしい生涯学習施設、市民のための情報拠点、交流拠点としての機能を備えた施設としてリニューアルし、次世代に引き継いでいくことを検討します。

【4-3 令和3年度の主要事業一覧】

◎：各分野の一覧に主要事業として事業名が掲載されているもの

○：各分野の一覧に事業名は掲載していないが、その分野に関連があるもの

| No. | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 1 子育て | 2 教育 | 3 人権共生 | 4 社会教育 | 5 自然 | 6 食 | 7 スポーツ | 8 地域 | 9 文化・歴史・芸術 |
|-----|-------------------|---|-------|----------|---------|-----------|-----------|---------|--------|-----------|---------|---------------|
| 1 | 図書館資料整備事業 | より新しい情報や市民の求める資料等を的確かつ迅速に提供できるように資料整備を行う事業 | 中央図書館 | ○ | ○ | ○ | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2 | レファレンス（調査相談）対応 | 利用者の求める資料や情報を提供するために窓口相談体制を整備し、調査研究や課題解決のための支援を行う事業 | 中央図書館 | ○ | ○ | ○ | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3 | 図書館資料の貸出 | 図書館ネットワークにより、市内の図書館全11館の資料をどこの図書館でも貸出・返却できるように、所蔵していない資料については他の図書館等からの相互貸借により提供できるようにする事業 | 中央図書館 | ○ | ○ | ○ | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4 | インターネット利用サービス | インターネットによる蔵書検索や資料予約ができる他、貸出状況が確認できるサービス等を行う事業 | 中央図書館 | ○ | ○ | ○ | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 5 | オンラインデータベース提供サービス | 中央図書館にインターネットが利用できるパソコンを設置し、新聞記事等のデータベースを図書館で利用できるようにする事業 | 中央図書館 | ○ | ○ | ○ | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 6 | 大学図書館との連携 | 地域の大学図書館と連携して、利用者サービスの拡大を図る事業 | 中央図書館 | ○ | ○ | ○ | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 7 | 公民館図書室との連携 | 公民館図書室（奈川、四賀公民館など）と連携し、図書館からの貸出資料を公民館図書室で返却できるようにするなど、利用者サービスの向上を図る事業 | 中央図書館 | ○ | ○ | ○ | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 8 | 団体貸出 | 地区公民館や市の施設等に図書館資料の団体貸出を行い、身近な地域で図書館資料が利用できるようにする事業 | 中央図書館 | ○ | ○ | ○ | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 9 | 障がい者サービス | 図書館利用に支障がある方に、本の宅配サービスや朗読サービス、デイジー図書郵送貸出を行う事業 | 中央図書館 | ○ | ○ | ○ | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 10 | ブックスタート事業 | 乳児を持つ親が読み聞かせながら楽しいひとときをもってもらうことを目的として、10カ月乳幼児健診時に絵本と絵本リストを贈る事業 | 中央図書館 | ◎ | | | ◎ | | | | | |

| No. | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 1 子育て | 2 教育 | 3 人権共生 | 4 社会教育 | 5 自然 | 6 食 | 7 スポーツ | 8 地域 | 9 文化・歴史・芸術 |
|-----|------------|--|-------|----------|---------|-----------|-----------|---------|--------|-----------|---------|---------------|
| 11 | セカンドブック事業 | 親子で絵本を楽しむ時間を通して子どもの心と言葉を豊かにしていくことを目的として、3歳児健診時に絵本と絵本リストを贈る事業 | 中央図書館 | ◎ | | | ◎ | | | | | |
| 12 | おはなし会の開催 | 中央図書館や各分館で、子どもの年齢に応じた絵本や紙芝居などによる「おはなし会」を定期的で開催し、子どもたちや保護者に楽しい本の世界を紹介する事業 | 中央図書館 | ◎ | | | ◎ | | | | | |
| 13 | 講演会・講座等の開催 | 親しみやすい図書館となるように、各種講座、講演会、図書館コンサート、図書館まつり等を開催する事業 | 中央図書館 | ○ | ○ | ○ | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 14 | 貴重資料保存活用事業 | 中央図書館が所蔵する「山岳文庫」を始めとする貴重資料を市民に周知するとともに保存活用を行う事業 | 中央図書館 | | | | ◎ | ○ | | | ○ | ○ |
| 15 | 地域資料の充実 | 地域住民の生活と密着した知識や情報を提供し、調査研究を支え支援するための地域資料を収集する事業 | 中央図書館 | | | | ◎ | ○ | | | ○ | ○ |
| 16 | 図書館施設の維持管理 | 利用者が安全で快適に図書館を利用できるように、施設の整備改修を計画的に行い、より利用しやすくする事業 | 中央図書館 | ○ | ○ | ○ | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

◇掲載する主要事業は、令和3年度に実施しているものであり、「施策の方向性」に基づいて、今後5年間で随時拡充をしていくものです。

分野4 社会教育

方針4 平和祈念事業の推進

【現状と課題】

- 終戦から70年以上が経過し、戦争を知る世代の高齢化が進み、戦争の記憶は急速に失われつつあります。実体験に基づく戦争の悲惨さを語り継ぎ、改めて平和への願いを次世代に伝えていく取り組みの強化が必要となっています。
- 悲惨な戦争の状況と当時の生活を伝える戦争遺品等の資料や証言を記録保存していくとともに、平和学習の教材として活用していく取り組みが必要です。
- 平和の連鎖をより一層広げていくために、大学生などの若者世代が、平和について考え、学習し、その成果を小中学校や高校での出前講座や留学生との意見交換の場を通して発信していく平和ユース事業を展開しています。
- 平和祈念式典では、式典だけでなく子どもたちが主体的に平和について考え、意見を表明する機会を設けています。
- 学校教育の場においても、戦争と平和について主体的・対話的で深い学びを行うなど、平和を守り続ける大切さを一人ひとりが真剣に考える機会を設けることが重要です。

【施策の方向性】

- 主権者教育などを通して、自分自身が社会を構成する一員であることを意識することで、身近な地域から広い世界の平和を築き上げることに参画していく社会の創り手の育成に取り組みます。
- 歴史を伝える貴重な証言等をデジタルで記録する「まつもと平和ミュージアム」の充実・活用を図り、全ての世代が戦争の悲惨さや平和の大切さを学び、ともに語り合うことができるような機会を増やす取り組みを進めます。
- 他者への思いやりや命の尊さを尊重する啓発をより一層行い、人権を尊重する市民一人ひとりの行動が松本市平和都市宣言の目指す平和につながることを学ぶ取り組みを推進します。

【4-4 令和3年度の主要事業一覧】

◎：各分野の一覧に主要事業として事業名が掲載されているもの

○：各分野の一覧に事業名は掲載していないが、その分野に関連があるもの

| No. | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 1 子育て | 2 教育 | 3 人権共生 | 4 社会教育 | 5 自然 | 6 食 | 7 スポーツ | 8 地域 | 9 文化芸術 ・歴史 |
|-----|---------------|--|-------|----------|---------|-----------|-----------|---------|--------|-----------|---------|------------------|
| 1 | 広島平和記念式典参加事業 | 松本市平和都市宣言の願いを踏まえて、松本市内の中学校代表が、原子爆弾による被爆地広島を訪れ、平和記念式典に参加するとともに、被爆体験者の講話や平和記念資料館等の見学を通して、戦争の悲惨さ、原爆の恐ろしさ、平和の尊さを実感し、平和意識の高揚を図る事業 | 平和推進課 | | ○ | ○ | ◎ | | | | ○ | |
| 2 | 親子平和教室 | 市内小学校高学年から中学生の親子を対象に、松本市の戦争の歴史を学ぶこと等を通じて「平和の大切さ」や「命の尊さ」を親子で考え、平和の連鎖を広げる事業 | 行政管理課 | ○ | ○ | ○ | ◎ | | | | ○ | |
| 3 | 松本ユース平和ネットワーク | 10代後半～20代を対象に、学習や発信活動を通じて平和に対する知識を深め、松本から世界へ平和を発信できる人材を育成する事業 | 平和推進課 | | ○ | ○ | ◎ | | | | ○ | |

◇掲載する主要事業は、令和3年度に実施しているものであり、「施策の方向性」に基づいて、今後5年間で随時拡充をしていくものです。

分野4 社会教育

方針5 社会教育関係施設等の整備・充実

【現状と課題】

- 松本市では市内35地区全てに整備されている地区公民館を始めとして、誰もが身近な地域で自由に学び、交流を広げ、実践につなげるための施設整備の充実を図ってきました。今後はソフト面での充実や施設改修を計画的に進めていくことが必要となっています。
- 建設から一定年数が経過した施設・設備の多くが更新時期を迎えています。また、トイレの洋式化、照明のLED化、ユニバーサルデザイン化など、生活スタイルの変化に伴うニーズも高まっており、計画的な設備の更新・改修が必要となっています。
- スマートフォン等のモバイル端末が市民生活に浸透する中で、社会教育施設のデジタル化への対応は急務となっています。市民ニーズの多様化に柔軟に対応できる社会教育施設の高機能化・多機能化が求められています。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、新しい生活様式を踏まえた施設のあり方や必要な設備等の検討が必要となっています。
- 防災や高齢者の見守りなどの課題に対して、町内公民館に代表される最も身近なコミュニティ施設の重要性が高まっており、施設整備に対する支援の拡充が求められています。

【施策の方向性】

- 社会教育施設は、利用状況が施設によって異なるため、今後の人口推計や利用需要を見極めながら、幅広い世代を意識した設備整備を計画的に進めます。
- 身近な生涯学習施設の在り方を地域の学習拠点、交流拠点、災害時の防災拠点として再検討し、ICT機器や情報ネットワークなどの設備も含めた施設の整備・充実に取り組みます。
- 全ての社会教育関係施設等（公民館・図書館・博物館・公園・緑地・運動場など）に対して、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備や改修を推進します。
- 町内公民館の在り方について、幅広い世代の利用を促す観点から、より効果的な支援を検討します。
- 基幹博物館と分館の計画的な施設整備を図るとともに、各館の特色を発揮できる事業を連携して取り組み、松本全体が屋根のない博物館である「松本まるごと博物館構想」の充実を図ります。

【4-5 令和3年度の主要事業一覧】

◎：各分野の一覧に主要事業として事業名が掲載されているもの

○：各分野の一覧に事業名は掲載していないが、その分野に関連があるもの

| No. | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 1 子育て | 2 教育 | 3 人権共生 | 4 社会教育 | 5 自然 | 6 食 | 7 スポーツ | 8 地域 | 9 文化芸術 ・歴史 |
|-----|---------------------|--|-------------|----------|---------|-----------|-----------|---------|--------|-----------|---------|------------------|
| 1 | 図書館施設の維持管理 | 利用者が図書館を安全で快適に利用できるように、施設の整備改修を計画的に行う事業 | 中央図書館 | | | | ◎ | | | | | |
| 2 | 町内公民館整備補助事業 | 住民自治を促進する町内公民館に対して、建設・改修補助金を交付する事業 | 生涯学習課・中央公民館 | | | | ◎ | | | | ○ | |
| 3 | 重要文化財旧松本高等学校校舎耐震化事業 | 重要文化財旧松本高等学校の耐震基礎診断や保存活用計画に基づく耐震補強工事を行う事業 | 生涯学習課・中央公民館 | | | | ◎ | | | | ○ | ○ |
| 4 | 公園整備事業 | 市民の潤い・やすらぎ・ふれあいの場、災害時の避難場所としての役割を果たすために、緑の基本計画に基づき、景観や地域の特性、住民の要望に配慮しながら、総合的・体系的な公園整備を図る事業 | 公園緑地課 | ○ | ○ | | ◎ | ○ | | | ○ | |
| 5 | 教育文化センター整備事業 | 教職員や大人たちが、サイエンスに関する最新の知見等を身に付ける施設を整備し、子どもたちの日々の学びへとつなげる事業 | 教育政策課 | | ○ | | ◎ | ○ | | | ○ | |
| 6 | 基幹博物館整備事業 | 松本まると博物館構想の拠点となる基幹博物館について、基本構想・計画に基づき、松本城周辺整備計画等と整合を図りながら整備を進める事業 | 博物館 | ○ | ○ | | ◎ | | | | ○ | ○ |

◇掲載する主要事業は、令和3年度に実施しているものであり、「施策の方向性」に基づいて、今後5年間で随時拡充をしていくものです。

分野5 自然

方針1 環境教育活動の推進

【現状と課題】

- 子どもたちが自然に親しむ機会が減少していることから、体験を通じて自分の行動と環境との関係性について考え、持続可能な社会の実現に向けて行動していくことが求められています。
- 子どもたちの興味・関心や好奇心を大切にしながら、学校や地域等が地球環境を守るための環境教育活動を連携・協働して推進し、主体的な行動に結び付けていく取組みが求められています。
- 環境に関わる団体や企業が提供する情報やコンテンツ等を子どもたちの環境教育活動に生かすことができる仕組みが求められています。

【施策の方向性】

- ※E S D (Education for Sustainable Development : 持続可能な開発のための教育) の考え方を取り入れながら、知識の習得や活動の実践を中心とする環境教育にとどまらず、持続可能な社会の構築に向けた取組みを日常生活でも継続していける環境教育活動を全ての世代を対象に推進します。
- 環境を大切にすることを育むために、幼少期から自然に親しむ体験の機会を増やし、一人ひとりの小さな行動が地球環境を守ることに繋がっているという視点を踏まえた環境教育の充実を図ります。
- 環境教育の機会を地域住民、大学、N P O、市民団体、事業者等との連携・協働を図りながら増やすとともに、地域の身近な問題から地球規模の問題までを主体的に学び、地球環境を守るための行動につなげていく取組みの充実を図ります。

※E S D (Education for Sustainable Development) の考え方…気候変動、資源の枯渇、貧困の拡大など人類の開発活動に起因する現代の社会問題を自らの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組むことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらす、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動の考え方

【5-1 令和3年度の主要事業一覧】

◎：各分野の一覧に主要事業として事業名が掲載されているもの

○：各分野の一覧に事業名は掲載していないが、その分野に関連があるもの

| No. | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 1 子育て | 2 教育 | 3 人権共生 | 4 社会教育 | 5 自然 | 6 食 | 7 スポーツ | 8 地域 | 9 文化芸術 ・歴史 |
|-----|-------------------|---|-------------|----------|---------|-----------|-----------|---------|--------|-----------|---------|------------------|
| 1 | 食品ロス削減事業 | ごみの減量と食育の推進の観点から、年中児対象の親子歯科教室や出前講座等で、食品ロス削減啓発用パンフレットを配布し、食品ロス削減に向けた主体的な取組みを促進する事業 | 環境・地域エネルギー課 | ○ | | ○ | ○ | ◎ | ○ | | ○ | |
| 2 | エコスクール事業 | 市民が地域の環境資源に関する知識を深めながら、環境意識の向上を図るために、自然観察会等の体験型環境学習の機会を提供する事業 | 環境・地域エネルギー課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ◎ | ○ | | ○ | ○ |
| 3 | 地区公民館環境講座 | 子ども世代から大人世代までの全ての世代を対象に、市民団体等と連携しながら、地域の身近な問題から地球規模の問題までを主体的に学ぶ機会を提供する事業 | 生涯学習課・中央公民館 | ○ | ○ | ○ | ○ | ◎ | | | ○ | |
| 4 | 環境教育支援事業 | 環境分野の専門性を持つ企業・団体等が講師となる「環境学習プログラム」の情報提供を通して、小中学校等における環境教育を支援する事業 | 環境・地域エネルギー課 | | ○ | ○ | ○ | ◎ | ○ | | ○ | ○ |
| 5 | トライやるエコスクール事業 | 子どもたちのアイデアを取り入れながら、地域の自然・歴史・文化等の特色ある地域資源を活用し、学校ぐるみで取り組む教育実践を支援する事業 | 学校教育課 | | ◎ | ○ | ○ | ◎ | | | ○ | ○ |
| 6 | 園児を対象とした参加型環境教育事業 | 園児の食べ物に対する「もったいない」意識など、環境意識の醸成を図るために、保育園・幼稚園の年長児を対象に「ごみの分別と食べ残し」をテーマにした参加型環境教育を実施する事業 | 環境・地域エネルギー課 | ○ | ◎ | ○ | | ◎ | ◎ | | ○ | |
| 7 | 小学校環境教育事業 | 子どもたちの食べ物に対する「もったいない」意識など、環境意識の醸成を図るために、食品ロスをテーマとした環境教育を行い、家庭への波及効果を狙う事業 | 環境・地域エネルギー課 | ○ | ◎ | ○ | | ◎ | ◎ | | ○ | |

◇掲載する主要事業は、令和3年度に実施しているものであり、「施策の方向性」に基づいて、今後5年間で随時拡充をしていくものです。

分野6 食

方針1 学校給食の充実

【現状と課題】

- 暮らしの在り方や食に関する価値観が多様化し、バランスのとれた食生活を送ることが困難な子どもが増えています。他方、昨今の在宅時間の増加は、家族で食の在り方を考える機会ともなっており、家庭における食育の重要性が注目されています。
- 子どもたちの心身の健やかな成長のためには、学校給食だけではなく、家庭での食事の充実が欠かせません。学校給食等で取り組む食育とともに、家庭や地域などにおいても食に関する意識を高めていくことが必要となっています。
- 食物アレルギーを持つ児童生徒には、一人ひとりの症状に合ったきめ細かいアレルギー対応食を提供しています。また、子どもたちが成長期に必要な様々な食品（栄養素）を安心して食べられるようになる対応食解除にも医師と連携しながら取り組んでいます。
- 伝統的な郷土食など、地域の食材を美味しく味わい、食文化や環境について学び、伝えるとともに、共食（仲間や地域の人と一緒に作り食べる。）や体験を通して食の楽しさを感じる取り組みを推進しています。
- 地産地消推進のための地場産野菜等を活用した学校給食は、規格に合った一定量の食材確保が困難であるという課題があります。

【施策の方向性】

- 衛生管理の徹底を図るとともに、食品の安全性を担保するために、添加物や原産地などに配慮し、栄養バランスのとれた安全・安心な給食を提供します。
- 地域や次世代に食文化を受け継いでいくために、米飯給食を中心とした行事食など、伝統文化を大切にしたいメニューを取り入れます。
- 食の多様性に鑑みて、異文化交流等の機会を活用し、食を通じた相互理解を深める取り組みを推進します。
- 地産地消を通じた食育を進め、持続可能な食を支えるために、学校・家庭・地域が連携して子どもたちの給食と健やかな成長を支えていく体制づくりを推進していきます。
- 施設の老朽化改善や自然災害などに対応した学校給食提供体制のリスク分散など、今後の学校給食センターの在り方を研究します。

【6-1 令和3年度の主要事業一覧】

◎：各分野の一覧に主要事業として事業名が掲載されているもの

○：各分野の一覧に事業名は掲載していないが、その分野に関連があるもの

| No. | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 1 子育て | 2 教育 | 3 人権 共生 | 4 社会 教育 | 5 自然 | 6 食 | 7 スポ ーツ | 8 地 域 | 9 文化 ・ 歴史 芸術 |
|-----|--------------------|--|-------|----------|---------|---------------|---------------|---------|--------|---------------|-------------|--------------------------|
| 1 | 学校給食における地産地消を通じた食育 | 学校給食における新鮮で安全・安心な地元食材の使用を通じた食文化や環境に関する学びや、栄養教諭による学校訪問等により、子どもたちが生涯を通じて健やかに過ごせる心と体を育む取組みを推進するもの | 学校給食課 | ○ | ○ | | | ○ | ◎ | | ○ | ○ |
| 2 | 食物アレルギー対応食提供事業 | 「※食物アレルギー対応マニュアル」等に沿って、対象児童生徒に安全なきめ細かい対応食を提供し、食育における機会の均等化を図るとともに、医師と連携した食体験を広げる対応食解除の取組みを実施する事業 | 学校給食課 | ○ | ○ | ○ | | | ◎ | | | |
| 3 | 安全・安心な学校給食の提供 | ノロウイルス等の食中毒や異物混入等の給食事故を防止するために、徹底した衛生管理の下、安全・安心で美味しい学校給食を提供するもの | 学校給食課 | ○ | ○ | | | | ◎ | | | |
| 4 | 子ども・若者農業体験支援事業 | 農業体験や加工体験を通して、地域の農業、伝統文化、バランスの取れた食事の重要性を理解してもらい、地産地消を推進する事業 | 農政課 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ◎ | | ○ | |
| 5 | 学校給食センター再整備事業 | 成長期の児童生徒に栄養バランスのとれた美味しい給食を提供するとともに、安全・安心に加え、安定したセンター運営を行うために学校給食センターの再整備を行う事業 | 学校給食課 | | ○ | | | | ◎ | | | |
| 6 | 生活習慣病予防の取組み | 栄養教諭による学校訪問等の食習慣に関する指導や、食育だよりによる周知などにより、生活習慣病を知り、予防する取組みを推進するもの | 学校給食課 | ○ | ○ | | | | ◎ | | | |

◇掲載する主要事業は、令和3年度に実施しているものであり、「施策の方向性」に基づいて、今後5年間で随時拡充をしていくものです。

※食物アレルギー対応マニュアル…文部科学省の「学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づき、平成29年に緊急時の対応マニュアルの統一などを示したマニュアル

分野6 食

方針2 食育の推進

【現状と課題】

- 子どもの痩身や肥満、高齢者の低栄養のほか、全ての世代で生活習慣病の増加傾向が見られ、望ましい食習慣を実践していくための支援が必要となっています。
- 核家族化の進行に伴い、食に関する体験の機会が減少するなど、子どもたちの食に対する関心の低下が懸念されています。
- 伝統食や食の歴史に触れる機会が少なく、伝統食の継承や食文化への関心を高める取組みが必要となっています。

【施策の方向性】

- 食を健康づくりや自然環境保護、地域の文化交流等と一体的に捉え、子どもだけではなく、全ての世代を通じた食育を推進します。
- バランスのとれた食事を通して、生活習慣病の予防や改善に結び付ける取組みを推進します。
- 生産者と関わる農業体験を通して、地域や※フードマイレージ(食料の輸送量と輸送距離の定量的把握を目的としない考え方)の考え方、食品ロスなどの環境問題への関心を高めることで、食に対する感謝の気持ちを育む取組みを推進します。
- 松本の伝統食を始めとして、異なる国・地域の食事の作り方や歴史的な背景を知る機会を増やし、地域の伝統食の継承や多文化共生の意識の醸成を図ります。
- 子ども期から望ましい食習慣を身に付けることは生涯健康で暮らすための体づくりの基礎となるため、さまざまな経験を通じた食に対する知識と食を選択する力を習得することを目的とした学校現場における食育を推進します。
- 料理講習会や農業体験等を通して、仲間や地域の人と一緒に作り食べる機会(共食)を提供するとともに、家族と一緒に食卓を囲んで楽しく食事をする機会を増やしていく取組みを推進します。

※フードマイレージ…食材が産地から食される地まで運ばれるまでの、輸送に要する燃料、二酸化炭素の排出量をその距離と重量で数値化した指標

【6-2 令和3年度の主要事業一覧】

◎：各分野の一覧に主要事業として事業名が掲載されているもの

○：各分野の一覧に事業名は掲載していないが、その分野に関連があるもの

| No. | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 1 子育て | 2 教育 | 3 人権共生 | 4 社会教育 | 5 自然 | 6 食 | 7 スポーツ | 8 地域 | 9 文化芸術 ・歴史 |
|-----|----------------------------|---|-------------|----------|---------|-----------|-----------|---------|--------|-----------|---------|------------------|
| 1 | 学校給食における地産地消を通じた食育 | 学校給食における新鮮で安全・安心な地元食材の使用を通して食文化や環境に関する学びや、栄養教諭による学校訪問等により、子どもたちが生涯を通じて健やかに過ごせる心と体を育む取組みを推進するもの | 学校給食課 | ○ | ○ | | | ○ | ◎ | | ○ | ○ |
| 2 | 1日2食は3皿運動～1・2・3でバランスごはん～ | 1日のうち2食以上で主食・主菜・副菜の3つのお皿を揃えて食べることにより、子どもの頃から望ましい食事バランスや量を学んでいくことを推進する運動 | 健康づくり課 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ◎ | | | |
| 3 | おいしく食べよう 具たくさんみそ汁運動 | 具たくさんのみそ汁にすることで主菜と副菜を一杯で揃えられることを学び、子どもの頃からバランスの良い食習慣の定着を図ることを推進する運動 | 健康づくり課 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ◎ | | | |
| 4 | よくかむ 30 かみかみ運動～飲み込む前にあと5回～ | よくかんでおいしく食べるための指導として、学校給食でよくかむ献立（かみかみメニュー）を提供し、将来の生活習慣病予防や口腔状態の保持・増進につなげることを推進する運動 | 健康づくり課 | | ○ | | ○ | ○ | ◎ | | | |
| 5 | おそとで「残さず食べよう！30・10運動」 | 外食時の食べ残しによる食品ロスを減らすために、乾杯後、最初の30分間とお開き前10分間は自席で料理を楽しむ“おそとで”「残さず食べよう！30・10運動」を推進する運動 | 環境・地域エネルギー課 | ○ | | | ○ | ○ | ◎ | | | |
| 6 | おうちで「残さず食べよう！30・10運動」 | 家庭から発生する食品ロスを減らすため、毎月10日は「もったいないクッキングデー」、毎月30日は「冷蔵庫クリーンアップデー」として、“おうちで”「残さず食べよう！30・10運動」を推進する運動 | 環境・地域エネルギー課 | ○ | | | ○ | ○ | ◎ | | | |
| 7 | 子ども・若者農業体験事業 | 農業体験や加工体験を通して、地域の農業、伝統文化、バランスの取れた食事の重要性を理解してもらい、地産地消を推進する事業 | 農政課 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ◎ | | ○ | |
| 8 | 園児を対象とした参加型環境教育事業 | 園児の食べ物に対する「もったいない」意識など、環境意識の醸成を図るために、保育園・幼稚園の年長児を対象に「ごみの分別と食べ残し」をテーマにした参加型環境教育を実施する事業 | 環境・地域エネルギー課 | ○ | ◎ | ○ | | ◎ | ◎ | | ○ | |

| No. | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 1 子育て | 2 教育 | 3 人権共生 | 4 社会教育 | 5 自然 | 6 食 | 7 スポーツ | 8 地域 | 9 文化・歴史・芸術 |
|-----|--------------|--|-------------|----------|---------|-----------|-----------|---------|--------|-----------|---------|---------------|
| 9 | 小学校環境教育事業 | 子どもたちの食べ物に対する「もったいない」意識など、環境意識の醸成を図るために、食品ロスをテーマとした環境教育を行い、家庭への波及効果を狙う事業 | 環境・地域エネルギー課 | ○ | ◎ | ○ | | ◎ | ◎ | | ○ | |
| 10 | 健康づくり学習の推進事業 | 生活習慣病の予防や健康管理等に関する専門知識を学ぶ講座を開催する事業 | 生涯学習課・中央公民館 | ○ | ○ | | ○ | | ◎ | ◎ | ○ | |

◇掲載する主要事業は、令和3年度に実施しているものであり、「施策の方向性」に基づいて、今後5年間で随時拡充をしていくものです。

分野7 スポーツ

方針1 市民皆スポーツの推進

【現状と課題】

- ライフスタイルの変化や情報端末の普及などにより、子どもたちの運動機会が減少しています。幼少期から体を動かすことへの関心を高め、運動を通して様々な人と交流を持てるような機会を提供していくことが求められています。
- スポーツに関心を持ってもらえる機会を提供し、誰もが生涯にわたってスポーツに親しむ多様な環境を整え、心と体の健康や体力の保持増進、人や地域との交流の促進につなげていくことが必要となっています。
- 年齢、性別、国籍、障がいの有無にかかわらず、ともにスポーツに親しむ環境を整備し、交流の機会を増やしていくことが求められています。

【施策の方向性】

- スポーツを「する」「みる」「支える」ことができる環境を整備します。
- 誰もが生涯にわたって、スポーツに親しむ機会を創出し、心と体の健康や体力の増進、人や地域との交流の促進を図ります。
- 地域やスポーツ団体と連携した健康教室や各種スポーツイベントの開催、プロスポーツの活性化などを図り、市民がそれぞれの立場でスポーツに関わることができるきっかけづくりを推進します。
- 家庭、学校、地域との連携・協働を通して、子どもたちに対して体を動かすことの大切さや楽しさを、体づくりや健康促進、食育などの観点と結び付けながら伝えるなど、子どもたちの運動機会の確保と充実を図ります。
- ライフステージ、個人の体力、種目に応じて、気軽に楽しむことができるスポーツの機会の充実を図り、生涯にわたってスポーツを継続できるような取組みを推進します。
- パラスポーツを「知る」機会の充実を図ることで、年齢、性別、国籍、障がいの有無にかかわらず、誰でも親しめるスポーツ活動を推進します。

【7-1 令和3年度の主要事業一覧】

◎：各分野の一覧に主要事業として事業名が掲載されているもの

○：各分野の一覧に事業名は掲載していないが、その分野に関連があるもの

| No. | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 1 子育て | 2 教育 | 3 人権共生 | 4 社会教育 | 5 自然 | 6 食 | 7 スポーツ | 8 地域 | 9 文化芸術 ・歴史 |
|-----|--------------|---|-------------|----------|---------|-----------|-----------|---------|--------|-----------|---------|------------------|
| 1 | 健康づくり学習の推進事業 | 生活習慣病の予防や健康管理等に関する専門知識を学ぶ講座を開催する事業 | 生涯学習課・中央公民館 | ○ | ○ | | ○ | | ◎ | ◎ | ○ | |
| 2 | 学校体育施設開放事業 | 地域住民の体育・スポーツ活動の場として、学校体育施設を登録団体に計画的に開放する事業 | スポーツ推進課 | ○ | ○ | | ○ | | | ◎ | ○ | |
| 3 | 各種スポーツ大会の開催 | 生涯体育の観点から、地区体育協会と連携を図りながら、各種スポーツ大会を開催する事業 | スポーツ推進課 | | | | ○ | | | ◎ | ○ | |
| 4 | パラスポーツ普及啓発事業 | 誰もがスポーツに関心を持ち、生涯スポーツ・パラスポーツを通じた共生社会の実現の一助とする事業 | スポーツ推進課 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ◎ | ○ | |
| 5 | スポーツ推進委員事業 | スポーツに深い理解と熱意のある方をスポーツ推進委員として委嘱し、地域スポーツに関する指導・助言や実技指導を行う事業 | スポーツ推進課 | | ○ | | ○ | | | ◎ | ○ | |
| 6 | 競技会・大会開催補助事業 | 競技スポーツの振興と充実を図るために、市内で開催されるブロック大会以上の競技大会に対して、開催補助金を交付する事業 | スポーツ推進課 | ○ | ○ | | ○ | | | ◎ | ○ | |
| 7 | 大会出場祝金の交付事業 | スポーツの振興を図るために、ブロック大会以上の各種競技会に出場する市民に対して、祝い金を交付する事業 | スポーツ推進課 | ○ | ○ | | ○ | | | ◎ | ○ | |

◇掲載する主要事業は、令和3年度に実施しているものであり、「施策の方向性」に基づいて、今後5年間で随時拡充をしていくものです。

分野7 スポーツ

方針2 スポーツの魅力の発信

【現状と課題】

- 多様なスポーツの情報発信の強化が求められています。
- プロスポーツの持つ魅力を広く発信し、多くの市民が「する」「みる」「支える」スポーツに関わるきっかけをつくっていくことが必要となっています。
- スポーツ大会やイベントを通して、人と人との交流や地域の活性化につなげていくことが必要となっています。
- 子どもたちの運動機会の減少が、スポーツ離れを引き起こす要因の一つとなっているという指摘がなされています。
- 各種のスポーツイベントや競技大会は多くのボランティア参加者によって支えられており、ボランティア体制の強化が求められています。

【施策の方向性】

- スポーツを「する」「みる」「支える」ことができる環境を整備します。
- 多様な市民ニーズに応じていくために、「する」「みる」「支える」スポーツ活動を行う動機付けとなるような効果的な情報発信をさまざまな媒体を活用して行います。
- スポーツ観戦の機会の充実、多彩なスポーツイベントの開催など、プロスポーツに対する継続的かつ多角的な支援を通して、市内外の交流人口の拡大と地域の活性化を図ります。
- 子どもたちの運動機会を増やしていくために、楽しみや達成感を味わうことができるスポーツの魅力のさらなる情報発信に努めます。
- 各種のスポーツイベントや競技大会におけるボランティア参加について、個人参加だけでなく、ボランティア集団・団体の組織化やNPO法人化を支援します。
- 地域やスポーツ団体と連携した健康教室や各種スポーツイベントの開催、プロスポーツの活性化など、多くの市民が楽しみながら、「する」「みる」「支える」スポーツに関わり、親しむ機会を創出します。

【7-2 令和3年度の主要事業一覧】

◎：各分野の一覧に主要事業として事業名が掲載されているもの

○：各分野の一覧に事業名は掲載していないが、その分野に関連があるもの

| No. | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 1 子育て | 2 教育 | 3 人権共生 | 4 社会教育 | 5 自然 | 6 食 | 7 スポーツ | 8 地域 | 9 文化・歴史・芸術 |
|-----|-------------------|--|---------|----------|---------|-----------|-----------|---------|--------|-----------|---------|---------------|
| 1 | パラスポーツ普及啓発事業 | 誰もがスポーツに関心を持ち、生涯スポーツ・パラスポーツを通じた共生社会の実現の一助とする事業 | スポーツ推進課 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ◎ | ○ | |
| 2 | 姉妹都市親善スポーツ交歓大会の開催 | 姉妹都市提携を記念して、市民相互の親睦とスポーツ交流により親交を深めるために、スポーツ交歓大会を開催する事業 | スポーツ推進課 | | ○ | | ○ | | | ◎ | | ○ |
| 3 | 都市間交流事業 | 文化・観光交流協定に基づく文化・観光交流の一環として、スポーツ交流事業を実施する事業 | スポーツ推進課 | | ○ | | ○ | | | ◎ | | ○ |
| 4 | プロスポーツ販わい創出事業 | プロスポーツを応援・観戦することにより、「みる」スポーツの機会を創出する事業 | スポーツ推進課 | | ○ | | ○ | | | ◎ | ○ | |
| 5 | 松本マラソンの開催 | 大規模スポーツイベントの開催を通じて、ボランティアが大会を支えて生まれる一体感ややりがいを広く発信し（「支える」スポーツ）、スポーツへの関心を高めることで地域活性化や交流促進につなげていくとともに、「するスポーツ」の機会の創出を通して、健康づくりへの意識を高めスポーツの魅力伝える事業 | スポーツ推進課 | | | | ○ | | | ◎ | ○ | |

◇掲載する主要事業は、令和3年度に実施しているものであり、「施策の方向性」に基づいて、今後5年間で随時拡充をしていくものです。

分野7 スポーツ

方針3 スポーツ団体・リーダー育成の推進

【現状と課題】

- 競技スポーツや健康体力づくりを推進していくために、各種スポーツの普及やスポーツ指導者の育成を支援しています。
- 市民の継続的なスポーツ活動には、リーダーシップやフォロワーシップ、チームワークなどの考え方を取り入れたり、スポーツ科学の知見を踏まえた指導者の育成、指導力の向上を行っていくことが求められています。
- 多様化する市民ニーズに応じたスポーツの指導者や競技団体の受け皿の整備を拡大していくことが必要となっています。
- 好きなスポーツをやりたくても学校部活動にないことから、諦めざるを得ない子どもたちに対するサポートの在り方を検討していくことが求められています。
- 中学校の運動部活動指導において、担当教科が保健体育でなく、かつ、担当部活動の競技経験のない教員が部活動指導を行っている現状です。また、休日の部活動指導にあたる時間が増加しており、教員の負担を軽減していくことが必要となっています。

【施策の方向性】

- スポーツ団体の継続的な活動を推進するために、リーダーシップやフォロワーシップ、チームワークなどの考え方を取り入れたり、スポーツ科学の知見を踏まえた指導者の育成、指導力の向上を図ります。
- プロスポーツチームや各種競技団体による専門的な技術指導等の提供を通して、競技スポーツ人口の拡大と技術力の向上を図ります。
- 大学、企業、学校、プロ等の団体の連携・協働を通して、各種スポーツ競技の支援体制のあり方を検討します。
- 子どもたちを始め、全ての世代の市民が地域で多様な種目のスポーツに取り組める環境を整備していくために、スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブなどに対する支援やスポーツリーダー育成に対する支援を行います。
- 部活動指導のために時間外労働が増えている教員を支援するために、休日の部活動の地域移行について、家庭・学校・地域の理解と協力が得られるような仕組みづくりを進めます。

【7-3 令和3年度の主要事業一覧】

◎：各分野の一覧に主要事業として事業名が掲載されているもの
 ○：各分野の一覧に事業名は掲載していないが、その分野に関連があるもの

| No. | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 1 子育て | 2 教育 | 3 人権共生 | 4 社会教育 | 5 自然 | 6 食 | 7 スポーツ | 8 地域 | 9 文化・歴史・芸術 |
|-----|-------------------|--|---------|----------|---------|-----------|-----------|---------|--------|-----------|---------|---------------|
| 1 | スポーツ団体に対する団体補助事業 | スポーツ団体との連携を図るために団体運営補助金を交付し、生涯にわたって健康で生きいきと暮らせる市民皆スポーツのまちづくりを進める事業 | スポーツ推進課 | | ○ | | ○ | | | ◎ | ○ | |
| 2 | 競技大会実行委員会に対する支援事業 | 競技スポーツの振興と充実を図るために、実行委員会に対する大会運営の財政的支援を行い、市民皆スポーツのまちづくりを進める事業 | スポーツ推進課 | | ○ | | ○ | | | ◎ | ○ | |
| 3 | プロスポーツ地域交流活動促進事業 | プロスポーツ選手が市内中学校部活動を指導し、「子どものスポーツ活動の推進」を図る事業 | スポーツ推進課 | | ○ | | ○ | | | ◎ | ○ | |
| 4 | 部活動指導員配置事業 | 教職員の負担軽減と中学生の部活動環境の充実のために部活動指導員や地域アスリート、学生アスリートを配置する事業 | 学校教育課 | | ◎ | | | | | ◎ | ○ | |

◇掲載する主要事業は、令和3年度に実施しているものであり、「施策の方向性」に基づいて、今後5年間で随時拡充をしていくものです。

分野7 スポーツ

方針4 スポーツ施設等の環境整備

【現状と課題】

- スポーツを楽しみ、満足して施設を利用でき、様々な競技にも対応できる施設・設備の整備・拡充が求められています。
- 施設の老朽化に対応し、利用者の事故防止、安全性に配慮したスポーツ施設の適切な維持管理が求められています。
- 施設のユニバーサルデザイン化や、障がい者も一緒に楽しめる環境の整備を進めていくことが求められています。
- 指定管理者制度の導入により、サービスの向上や経費削減など民間感覚を取り入れた施設運営を進めています。

【施策の方向性】

- 市民が身近にスポーツを楽しむとともに、競技力向上につながるようスポーツ施設の整備を図ります。
- 公園や緑地、運動場など健康増進を図る施設に対して、適切な維持管理を計画的に行い、多様なニーズ・利用状況を把握しながら、将来を見据えた施設の整備や複合・集約化等を進めます。
- スポーツ活動中の事故を防ぐため、様々な機器等の整備や適切な管理を行います。
- 障がいの有無に関わらず、スポーツに親しむことができるように、施設の整備を図ります。

【7-4 令和3年度の主要事業一覧】

◎：各分野の一覧に主要事業として事業名が掲載されているもの

○：各分野の一覧に事業名は掲載していないが、その分野に関連があるもの

| No. | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 1 子育て | 2 教育 | 3 人権 共生 | 4 社会 教育 | 5 自然 | 6 食 | 7 スポーツ | 8 地域 | 9 文化 ・歴史 芸術 |
|-----|------------------|---|---------|----------|---------|---------------|---------------|---------|--------|-----------|---------|----------------------|
| 1 | スポーツ施設整備 改修事業 | 誰もが生涯にわたって身近な場所で、手軽にスポーツに親しむことができ、いつでも、どこでも体力づくりや健康づくりに参加できるための施設整備を計画的に進める事業 | スポーツ推進課 | | | | ○ | | | ◎ | ○ | |

◇掲載する主要事業は、令和3年度に実施しているものであり、「施策の方向性」に基づいて、今後5年間で随時拡充をしていくものです。

分野8 地域

方針1 放課後の子どもの居場所づくりの推進

【現状と課題】

- 核家族化や共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化等により、子どもたちが同年代や異年齢で交流し遊んだりさまざまな体験をする機会や、地域の多様な大人たちと接することで社会性を身に付ける機会が少なくなっています。
- 児童館・児童センター等では放課後留守家庭となる児童を対象に放課後健全育成事業を行っていますが、利用者の増加に対して、施設の老朽化・狭あい化等の環境整備が課題となっています。
- 家庭の経済的事情等により、食事などの生活支援や学習支援が必要な子どもが増えてきています。
- 中学生や高校生、若者が、放課後や休日等に多様な人と交流する場や機会が十分に整えられておらず、他者と協働して学ぶ機会や豊かで幅広い人間関係を築く機会を保障していくことが求められています。

【施策の方向性】

- 子どもたちが家庭や学校以外で安全安心に自由に遊ぶことができ、多様な人との交流や相談が日常的にできる第3の居場所づくり（サードプレイス）に取り組みます。
- 児童館・児童センター等の放課後の居場所において、老朽化・狭あい化に対する環境の整備、主体性を大切にしたさまざまな遊び・体験・交流の機会の創出など、量・質的充実を図ります。
- 児童館・児童センターのニーズを地区公民館や福祉ひろばと共有し、地域の特色を生かした遊び・体験・交流の機会を創出するなど、地域の子どもたちを地域社会全体で支える仕組みづくりを推進します。
- 学校・家庭・地域が連携して、中学生や高校生、若者が多様な人や社会とつながり合ったり、幅広い交流ができる場や機会を創出します。

【8-1 令和3年度の主要事業一覧】

◎：各分野の一覧に主要事業として事業名が掲載されているもの

○：各分野の一覧に事業名は掲載していないが、その分野に関連があるもの

| No. | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 1 子育て | 2 教育 | 3 人権共生 | 4 社会教育 | 5 自然 | 6 食 | 7 スポーツ | 8 地域 | 9 文化・歴史・芸術 |
|-----|----------------|---|--------|----------|---------|-----------|-----------|---------|--------|-----------|---------|---------------|
| 1 | 放課後子ども教室 | 小学校の余裕教室や校庭等を利用し、地域住民の参加を通して放課後の子どもの居場所を確保する事業 | こども育成課 | | ◎ | | ○ | | | | ◎ | |
| 2 | 児童館・児童センター整備事業 | 地域の児童の遊びの拠点や放課後児童健全育成事業の実施場所を整備する事業 | こども育成課 | ◎ | ◎ | ○ | ○ | | ○ | | ◎ | |
| 3 | 児童館管理運営事業 | 市内26児童館・児童センターで、18歳までの子どもに健全な遊びの場を提供することを目的として、留守家庭児童対策である「放課後児童健全育成事業」や未就園児とその保護者のための「つどいの広場事業」を実施する事業 | こども育成課 | ◎ | ◎ | ○ | ○ | | ○ | | ◎ | |
| 4 | 青少年の居場所づくり事業 | 放課後や休日に気軽に立ち寄り仲間と一緒にスポーツをしたり、交流の輪を広げたりすることができる場や機会を保障する事業 | こども育成課 | | ◎ | ○ | ○ | | | ○ | ◎ | |

◇掲載する主要事業は、令和3年度に実施しているものであり、「施策の方向性」に基づいて、今後5年間で随時拡充をしていくものです。

分野8 地域

方針2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

【現状と課題】

- 学校は、ICT教育など新しい学習指導要領への対応、複雑な事情を抱える子どもや保護者への対応など、さまざまな課題に直面しています。
- 家庭では、核家族化や地域のつながりの希薄化により、出産・子育てに対する不安感や負担感が増し、孤立する家庭が増加しています。
- 地域では、家族形態やライフスタイルの変化とともに地域社会のつながりの希薄化が進み、地域で子どもを育てるといった考え方が失われつつあります。
- 子育てを学校や家庭だけの問題と捉えず、地域社会全体で子どもの育ちを支えていくことができる仕組みづくりが必要となっています。

【施策の方向性】

- 家庭・学校・地域や関係機関・団体などが連携して、地域社会全体で子どもたちを見守り育てる意識を高めていく取組みを推進します。
- 子どもたちの育ちや学びを地域社会全体で支えていくために、家庭・学校・地域がともに育てたい子どもの姿を共有し、保護者や地域住民が学校運営に参画する「地域とともにある学校づくり」を推進します。また、地域の人的・物的資源や特性を柔軟に活用することで、魅力ある学校づくりを推進します。
- 教員本来の業務を遂行し、子どもと向き合う時間を確保するために、課外活動の指導の外部人材の活用、事務作業の効率化や支援員の配置など、学校における働き方改革を進めます。
- 子どもたちがふるさとへの愛着や誇りを抱き、地域を構成する一員として主体的に地域づくりに参画できるよう、学校の学習に地域固有の人材・文化・資源を生かす取組みを地域と連携・協働しながら推進します。
- 家庭の教育力向上のため、地域におけるサポート人材の育成、相談対応、学習機会の提供などの仕組みづくりを推進します。

【8-2 令和3年度の主要事業一覧】

◎：各分野の一覧に主要事業として事業名が掲載されているもの

○：各分野の一覧に事業名は掲載していないが、その分野に関連があるもの

| No. | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 1 子育て | 2 教育 | 3 人権共生 | 4 社会教育 | 5 自然 | 6 食 | 7 スポーツ | 8 地域 | 9 文化芸術 ・歴史 |
|-----|--------------------------|---|-------------|----------|---------|-----------|-----------|---------|--------|-----------|---------|------------------|
| 1 | まつもと子どもスマイル運動 | 地域や家庭において大人が積極的に子どもと関わりを持ち、共に笑顔で暮らせる地域社会を目指し、「スマイルバンド」(シリコン製リストバンド)を身に付けた大人が、子どもの登下校時の見守りや、声かけ・あいさつ等を行う事業 | こども育成課 | ○ | | | | | | | ◎ | |
| 2 | 松本版コミュニティスクール事業 | 「松本版コミュニティスクール」の仕組みを活用し、地域・保護者・学校などが子どもや地域に対する願いや思いを共有し連携・協働しながら子どもを育てる「地域とともにある学校づくり」を推進する事業 | 生涯学習課・中央公民館 | ○ | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ◎ | ○ |
| 3 | 子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」運営事業 | 様々な事情で学校に通うことができない子どもや悩みを抱えている子どものための居場所を提供し、一人ひとりの思いに寄り添いながら、生活支援・学習支援・保護者支援を行う事業 | こども育成課 | ◎ | ◎ | ◎ | | | | | ◎ | |
| 4 | 青少年育成センター運営事業 | 青少年の健全育成と非行防止のために、市街地や地域での街頭補導・環境浄化等を行ったり、隔月1回発行する「育成センターだより」を通じた広報活動を行う事業 | こども育成課 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | ◎ | |
| 5 | 地区の皆さんと語る会 | 市民ニーズを教育施策に反映させるために、教育委員が市民や各種団体等と様々な教育課題について意見交換することを通じて、地域に密着した教育行政の推進を図る事業 | 教育政策課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ◎ | ○ |
| 6 | 学校の魅力化を推進する取組み | 多様な学びの在り方の検討を通して、地域の物的・人的資源や特性を生かした魅力ある学校づくりを推進していく取組み | 教育政策課 | ○ | ◎ | ○ | | | | | ◎ | |

◇掲載する主要事業は、令和3年度に実施しているものであり、「施策の方向性」に基づいて、今後5年間で随時拡充をしていくものです。

分野8 地域

方針3 地域づくりの推進

【現状と課題】

- 町会加入率が低下傾向にあり、役員の高齢化や担い手不足が深刻化しています。
- 町会等の地域団体の活動や地域課題の解決に関わる人が限られており、若者や働き盛り世代など多様な世代が主体的に地域と関わるきっかけづくりが必要となっています。
- 少子高齢・人口減少社会に対応したまちづくりに向けて、市民が地域で学び、考え、具体的に実践する機会が必要となっています。
- インターネット通販トラブルや特殊詐欺、悪質商法など消費者問題が巧妙化しています。特に18歳成年時代においては、高齢者に加え、高校生や若者がターゲットになりやすくなりトラブルに巻き込まれるリスクが高まっています。
- 安全・安心な地域づくりのため、市民の防災・防犯意識の向上が求められています。

【施策の方向性】

- 幅広い世代や立場の市民参画を図るために、地域づくりセンターを中心として公民館や福祉ひろばと連携し、地域の創り手の育成や多様性を認める地域づくりを推進します。
- 市民が学習活動を通して地域課題と向き合い、自らが地域課題の解決に向けた学習機会を充実させ実践できるように、公民館活動の充実を図ります。
- 松本らしい地域づくりを推進していくためには、町会や隣組等の身近なコミュニティにおける住民同士の助け合いや支え合いが不可欠であることから、町内公民館を活用し、より小さなコミュニティの絆づくりに向けた支援を強化します。
- 子ども自身が子どもの権利を学ぶとともに、全ての大人が子どもの権利に対する理解を深めていくために、一層の普及・啓発に取り組み、地域社会全体で子どもに寄り添い、子どもの育ちと学びを支える意識の醸成を図ります。
- 学校、地域、専門家、民間団体の連携・協働を通して、子どもの権利に対する支援・協力体制を充実させ、相談窓口の拡充、学ぶ場や居場所づくりなどを総合的に推進します。
- 文化財をはじめとする地域の宝について学ぶことで、自分の住む地域に対する誇りや愛着を高め、地域づくりに関わる活動につなげます。

【施策の方向性】

- 主体的な消費者として自らが判断し行動できるよう、消費者教育の小中学生の早い時期からの拡充や高齢者を対象とした啓発などを関係機関と連携しながら行い、消費者の自立支援や被害の未然防止を図ります。
- 地区・町会での防犯活動を通して、地域ぐるみの防犯意識の醸成を図ります。
- 出前講座や市防災連合会を通して、地域の防災活動の重要性を周知し、地域の防災力の向上を図ります。

【8-3 令和3年度の主要事業一覧】

◎：各分野の一覧に主要事業として事業名が掲載されているもの

○：各分野の一覧に事業名は掲載していないが、その分野に関連があるもの

| No. | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 1 子育て | 2 教育 | 3 人権共生 | 4 社会教育 | 5 自然 | 6 食 | 7 スポーツ | 8 地域 | 9 文化・歴史・芸術 |
|-----|--|--|-----------------------|----------|---------|-----------|-----------|---------|--------|-----------|---------|---------------|
| 1 | 子ども会育成連合会支援事業 | 伝統行事や夏祭りなど、地区ごとに子ども会活動を行っている各地区育成会の活動を支援する事業。地域のリーダーの育成と資質向上のために、ジュニアリーダー会の活動を支援する事業 | こども育成課 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | ◎ | |
| 2 | 地域課題学習等による地域づくりの推進 | 地域課題の解決や地域づくり人材の育成を推進するために、公民館を中心に地域づくり学習会などを実施する事業 | 生涯学習課・中央公民館 | ○ | ○ | ○ | ◎ | | | | ◎ | ○ |
| 3 | 大学・専門学校等との連携 | 地域課題の解決や地域づくり人材の育成を推進するために、大学との共同研究等を進めるとともに、各種専門学校の専門性を人材育成に活用するため、補助金交付等を行う事業 | 生涯学習課・中央公民館 | ○ | ○ | ○ | ◎ | ○ | ○ | ○ | ◎ | ○ |
| 4 | 市民活動サポートセンター事業 | 市民活動に関わる人材や団体を育成し、市民活動を推進するためのセミナーや講座の開催、団体間や様々な活動のネットワーク化を図るための交流会等の開催のほか、助成金やイベントなどの情報提供や相談業務を行う事業 | 地域づくり課 | | | ○ | ○ | | | | ◎ | |
| 5 | 公民館報の発行 | 隔月で年間6回、公民館活動の実施状況、お知らせ等の情報を提供する事業 | 生涯学習課・中央公民館 | | ○ | ○ | ◎ | | | | ◎ | ○ |
| 6 | 公民館運営審議会の運営 | 総合的な地域づくり拠点としての公民館の在り方など、公民館運営・機能等に関する審議を行う事業 | 生涯学習課・中央公民館 | ○ | ○ | ○ | ◎ | | | | ◎ | ○ |
| 7 | 公民館委員会活動の充実 | 地区公民館活動の推進を図るために、公民館委員会の活動を充実させ、市民の事業参画を図る事業 | 生涯学習課・中央公民館 | ○ | ○ | ○ | ◎ | | | ○ | ◎ | ○ |
| 8 | 未来へつなぐ私たちのまちづくりの集いの開催（公民館研究集会・地域づくり市民活動研究集会合同開催） | 地域住民、市民活動団体、職員が一堂に会して、公民館活動の検証や地域課題等について学び合い、お互いの理解を深めることで、松本らしい地域づくりを推進していく事業 | 地域づくり課 生涯学習課・中央公民館 | ○ | ○ | ○ | ◎ | ○ | ○ | ○ | ◎ | ○ |

| No. | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 1 子育て | 2 教育 | 3 人権共生 | 4 社会教育 | 5 自然 | 6 食 | 7 スポーツ | 8 地域 | 9 文化・歴史・芸術 |
|-----|----------------------|---|-------------|----------|---------|-----------|-----------|---------|--------|-----------|---------|---------------|
| 9 | 町内公民館業務の振興 | 町内公民館活動の充実を図るために、委託料を支出する事業 | 生涯学習課・中央公民館 | ○ | ○ | ○ | ◎ | | | ○ | ◎ | ○ |
| 10 | 地域づくり推進事業 | 市と地域組織との関係の整理、地区の事務局体制の検討、地区の課題の把握、市民や職員の意識啓発等を行い、地域の仕組みづくり、庁内関係部署の連携強化、地区における行政支援の体制づくりを推進する事業 | 地域づくり課 | | | ○ | | | | | ◎ | |
| 11 | 町内公民館と地区公民館の連携強化 | 町会や地区の抱える課題を掘り下げ、方策を議論する意見交換や研修、相談業務等の充実を図る事業 | 生涯学習課・中央公民館 | ○ | ○ | ○ | ◎ | | | ○ | ◎ | ○ |
| 12 | 白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存整備事業 | 保存活用計画に基づき、教育や観光の面から地域振興に寄与できるように整備に取り組む事業 | 文化財課 | | ○ | | ○ | ○ | | | ◎ | ○ |
| 13 | まつもと文化遺産活用事業 | 松本市歴史文化基本構想・松本市文化財保存活用地域計画に基づき、地域の指定・未指定文化財の保存活用を図る事業 | 文化財課 | | ○ | | ○ | | | | ◎ | ○ |
| 14 | 松本藩領ミュージアム | 中信地区（江戸時代の松本藩領）を対象として歴史・民俗系博物館と連携しながら、松本平の歴史・文化を学ぶ事業 | 博物館 | | ○ | | ○ | | | | ◎ | ○ |
| 15 | 教育委員と他団体との意見交換等 | PTA 連合会等の関係団体や外部団体、附属機関に対して、教育委員会の取組みを説明し、各種団体と意見交換を行う事業 | 教育政策課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ◎ | ○ |
| 16 | 学校の魅力化を推進する取組み | 多様な学びの在り方の検討を通して、地域の物的・人的資源や特性を生かした魅力ある学校づくりを推進していく取組み | 教育政策課 | ○ | ◎ | ○ | | | | | ◎ | |
| 17 | 子どもの権利啓発事業 | 子どもの権利条例の基本理念に基づき、子どもに関わる全ての大人が連携し、協働して、全ての子どもにやさしいまちづくりを進めるために、子どもだけでなく、子どもに関わる大人も含め、市民全体に、子どもの権利に対する理解が広がるよう、積極的に普及・啓発に取り組む事業 | こども育成課 | ○ | ○ | ◎ | ○ | | | | ◎ | ○ |

◇掲載する主要事業は、令和3年度に実施しているものであり、「施策の方向性」に基づいて、今後5年間で随時拡充をしていくものです。

分野9 文化芸術・歴史

方針1 文化芸術・歴史の魅力の発信

【現状と課題】

- 文化財や史跡、歴史を知識として学ぶだけでなく、体験し、楽しみながら学ぶ機運が高まっています。
- 地域に伝わる有形・無形の文化財を次世代に引き継ぐために、若者世代に対する魅力発信が必要となっています。
- 街中での作品展示など、※アウトリーチ活動が中心市街地の経済活性化にもつながっており、新たな魅力発信の形として注目されています。
- 歴史文化基本構想や文化財保存活用地域計画により、身近に存在する指定・未指定のさまざまな文化財を改めて知ることができるようになり、ふるさとへの誇りや愛着が高まることが期待されています。

【施策の方向性】

- 誰もが文化芸術や歴史的な文化財に親しみを持ち、その魅力を再発見できる機会を創出し、興味・関心を持った人がより深く学び、体験できる仕組みづくりに取り組みます。
- 「表現・学習・交流・鑑賞」の場の創出を通して、文化芸術は人と人をつなぎ、生きがいやまちの活気づくりの基盤となるものであることを発信する施策に取り組みます。
- 南・西外堀復元を始めとした松本城の歴史的遺構の復元整備と史跡・公園の環境整備を一体的に進め、松本城の歴史的・文化的価値を市民や観光客に発信する施策に取り組みます。
- 多言語解説の充実や施設・展示のユニバーサルデザイン化等により、誰でも楽しめる施設整備を推進します。
- これまで培われてきた伝統的な文化芸術を次世代へ引き継ぎ、発展させるとともに、表現の自由を大切にしながら、独創的で創造性豊かな新たな文化の交流が活発に行われる環境づくりに取り組みます。
- 多彩な表現の交流や、さまざまな歴史遺産への興味を持った人をつなぎ、学び合い、高め合える情報を集約し、より多くの人へ魅力を発信する施策に取り組みます。
- 松本城の世界遺産登録を目指し、国宝五城の関係自治体と連携し、登録に必要な調査研究や普及啓発事業を着実に進めます。

※アウトリーチ活動…劇場や美術館などが館外で行う芸術活動

【施策の方向性】

- 文化財の保存・継承・活用には、文化財に対する理解・愛着を深めてもらうことが不可欠なため、保存活用や発掘調査の成果を広く公開したり、地域に点在する文化財をデジタルデータで保存して幅広い世代が気軽に情報へアクセスできる環境を整えるなど、市民や民間企業・団体等が主体的に文化財保護活動に参加する機運を醸成します。
- 国宝旧開智学校校舎と所蔵資料を中心とした教育関係資産の更なる活用のため、学校教育分野と連携しながら、調査研究と情報発信に取り組めます。

【9-1 令和3年度の主要事業一覧】

◎：各分野の一覧に主要事業として事業名が掲載されているもの

○：各分野の一覧に事業名は掲載していないが、その分野に関連があるもの

| No. | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 1 子育て | 2 教育 | 3 人権共生 | 4 社会教育 | 5 自然 | 6 食 | 7 スポーツ | 8 地域 | 9 文化芸術 ・歴史 |
|-----|----------------|---|---------|----------|---------|-----------|-----------|---------|--------|-----------|---------|------------------|
| 1 | 美術・博物館資料の収集事業 | 松本市美術館・松本市立博物館の収集方針に基づき、かけがえのない美術遺産・博物館資料を収集し、次世代に引き継ぐ事業 | 美術館・博物館 | | ○ | | | | | | ○ | ◎ |
| 2 | 展覧会開催事業 | 国内外の優れた美術や郷土に密着したテーマの展示など、地域の総合美術館としての特色を生かした展覧会を開催する事業 | 美術館 | | ○ | | | | | | ○ | ◎ |
| 3 | まつもと市民芸術館の自主事業 | 市民福祉の増進や文化芸術の振興のために、創造発信型事業、鑑賞・招へい型事業、教育普及・育成・市民参加型事業、※アウトリーチを行う事業 | 文化振興課 | | ○ | | ○ | | | | ○ | ◎ |
| 4 | 博物館施設全体事業の広報 | 広報まつもと、まるごと博物館行事案内等に関わる広報事業 | 博物館 | | ○ | | ○ | | | | ○ | ◎ |
| 5 | 松本城歴史資料保存事業 | 藩主戸田家関係文書（徳川林政史研究所所蔵）の複写の入手など、松本城の調査研究のために必要な古文書・絵図の収集・保存・活用を図る事業 | 文化財課 | | ○ | | ○ | | | | | ◎ |
| 6 | 松本城各種行事運営事業 | 松本城の魅力向上による誘客促進や市民の松本城への愛着を醸成していくために、松本城を会場とする各種行事（夜桜会、薪能、古式砲術演武、お城祭りなど）を開催する事業 | 松本城管理課 | | ○ | | ○ | | | | ○ | ◎ |
| 7 | 展覧会開催事業 | 松本の自然や歴史文化に対する市民の関心を高め、人の交流・観光に資するための、資料の収集・調査研究からなる企画展・特別展を開催する事業 | 博物館 | ○ | ○ | | ◎ | ○ | | | ○ | ◎ |

◇掲載する主要事業は、令和3年度に実施しているものであり、「施策の方向性」に基づいて、今後5年間で随時拡充をしていくものです。

※アウトリーチ…芸術家や公的文化施設などが、通常の活動の場で接する機会の少ない人々に対して、出張コンサートやイベントなどを催すこと。

分野9 文化芸術・歴史

方針2 文化遺産の保存と活用

【現状と課題】

- 松本市には、先人の努力によって今日まで大切に引き継がれてきた多くの文化財や歴史的建造物が存在します。それらの文化財を保存しておくだけでなく、その価値を次世代へ引き継ぐためにも、まちづくりや学習活動に活用していくことが求められています。
- 歴史的な建造物や史跡は、維持管理に多額の経費が掛かるため、保存が危ぶまれるケースがあります。
- 観光客等の利用者の安全を守り、地震や火災等の災害から守るために、歴史的な建造物や史跡は文化財的価値を損なわない耐震補強や防火設備の整備が必要となっています。
- 松本城をまちの賑わい創出に活用するなど、新たな価値と歴史的遺構保存のバランスを見極めながら、堀の浚渫や周辺の環境整備に取り組むことが求められています。
- 松本城の恒久的保存、次世代への継承、その周辺の歴史的景観保全のために、世界遺産登録を目指した取組みが求められています。

【施策の方向性】

- 文化財保存活用地域計画のもと、市域に存在する有形・無形の文化財の一体的な把握に努め、調査・保存・活用を進めます。また、文化財を観光や地域の歴史学習等に活用することで、新たな価値を生み出していきます。
- 文化財の保存・継承・活用には、文化財に対する理解・愛着を深めてもらうことが不可欠なため、保存活用や発掘調査の成果を広く公開し、地域に点在する文化財をデジタルデータで保存して幅広い世代が気軽に情報へアクセスできる環境を整えるなど、市民や民間企業・団体等が主体的に文化財保護活動に参加する機運を醸成します。
- 南・西外堀復元を始めとした松本城の歴史的遺構の復元整備と史跡・公園の環境整備を一体的に進め、松本城を学びの場や憩いの場として活用し、歴史的・文化的価値を高める施策に取り組みます。
- 松本城の世界遺産登録を目指し、国宝五城の関係自治体と連携し、登録に必要な調査研究や普及啓発事業を着実に進めます。
- 古文書、絵図などの歴史資料や発掘調査等の調査研究に引き続き取り組みながら、その研究成果を市民が楽しみながら学び、より深く知りたくなるような公開方法を検討していきます。
- 災害時の来場者の安全確保と文化財の喪失を防ぐために、文化財的価値を損なわない耐震補強工事や防火設備の更新等を計画的に進めます。

【施策の方向性】

- 地域に点在する文化財をデジタルデータで保存するなど、大切な文化を次世代へ引き継ぐ仕組みづくりに取り組みます。

【9-2 令和3年度の主要事業一覧】

◎：各分野の一覧に主要事業として事業名が掲載されているもの

○：各分野の一覧に事業名は掲載していないが、その分野に関連があるもの

| No. | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 1 子育て | 2 教育 | 3 人権共生 | 4 社会教育 | 5 自然 | 6 食 | 7 スポーツ | 8 地域 | 9 文化芸術 ・歴史 |
|-----|------------------|--|------|----------|---------|-----------|-----------|---------|--------|-----------|---------|------------------|
| 1 | 文化財記録保存事業 | 市内の無形民俗文化財や近代化遺産等、今後失われるおそれや変容のおそれがある文化財の現状を記録し、保存・伝承を図る事業 | 文化財課 | | | | | | | | ○ | ◎ |
| 2 | 指定文化財保存等活動団体補助事業 | 指定文化財を地域で保存していくための活動を行っている団体に対して、補助金を交付する事業 | 文化財課 | | | | ○ | | | | ○ | ◎ |
| 3 | 文化財指定等推進事業 | 貴重な文化財について国・県・市の文化財指定等を進め、保存活用を図る事業 | 文化財課 | | | | | | | | ○ | ◎ |
| 4 | 文化財建造物の耐震診断 | 市が所有する国・県・市指定の文化財建造物の耐震診断や耐震対策の実施・指導を行う事業 | 文化財課 | | | | | | | | ○ | ◎ |
| 5 | 文化財保存活用推進事業 | 文化財パトロール、文化財の環境整備、講演会等を松本市地域文化財連絡協議会に委託して推進する事業 | 文化財課 | | | | ○ | | | | | ◎ |
| 6 | 市所有文化財保存整備事業 | 市が所有する文化財の保存整備を計画的に実施する事業 | 文化財課 | | ○ | | | | | | ○ | ◎ |
| 7 | 文化財修理事業 | 指定文化財の保存のための修理に対して、補助金を交付する事業 | 文化財課 | | | | | | | | ○ | ◎ |
| 8 | 史跡弘法山古墳再整備事業 | 国史跡弘法山古墳について、保存活用計画等の策定を経て再整備を行う事業 | 文化財課 | | ○ | | | ○ | | | ○ | ◎ |
| 9 | 南・西外堀復元事業 | 「松本城およびその周辺整備計画」や「松本市歴史的風致維持向上計画」に基づき、都市計画道路内環状北線整備事業と一体的に南・西外堀を復元する事業 | 文化財課 | | | | | | | | | ◎ |
| 10 | 石垣修理事業 | 平成14年～15年度に実施した史跡松本城石垣現況調査の結果に基づき、危険度の高い石垣から修理を計画的に進める事業 | 文化財課 | | | | | | | | | ◎ |
| 11 | 松本城天守耐震対策事業 | 平成26～28年度に実施した耐震診断結果に基づき、松本城天守の耐震対策工事を実施する事業 | 文化財課 | | | | | | | | | ◎ |

| No. | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 1 子育て | 2 教育 | 3 人権共 生 | 4 社会教 育 | 5 自然 | 6 食 | 7 スポー ツ | 8 地 域 | 9 文化・ 歴史・ 芸術 |
|-----|-----------------|---|-------|----------|---------|---------------|---------------|---------|--------|---------------|-------------|-----------------------|
| 12 | 堀浄化対策事業 | 松本城の堀内の堆積物除去(しゅんせつ)に計画的に取り組み、松本城の歴史的景観の向上を図る事業 | 文化財課 | | | | | | | | | ◎ |
| 13 | 松本城黒門・太鼓門耐震対策事業 | 地震時の来場者の安全確保を目的に、松本城黒門・太鼓門の耐震診断を実施し、その結果に基づく耐震対策を行う事業 | 文化財課 | | | | | | | | | ◎ |
| 14 | 松本城防災設備整備事業 | 防災に対する取組みを強化するために、松本城の防災設備の見直しを図る事業 | 文化財課 | | | | | | | | | ◎ |
| 15 | 松本城世界遺産登録推進事業 | 世界遺産登録のために、必要な調査研究や市民への普及啓発を実施する事業 | 文化振興課 | | ○ | | | | | | ○ | ◎ |
| 16 | 旧開智学校校舎耐震対策事業 | 旧開智学校校舎の耐震対策工事を実施し、文化財の保存・整備を図る事業 | 博物館 | | | | | | | | | ◎ |
| 17 | 旧開智学校校舎防災設備整備事業 | 旧開智学校校舎防災計画に基づき、防災設備の改修・整備を行う事業 | 博物館 | | | | | | | | | ◎ |
| 18 | 小笠原氏城館群史跡整備事業 | 国史跡小笠原氏城跡(井川城跡、林城跡)について、整備基本計画の策定を経て整備を行う事業 | 文化財課 | | ○ | | ○ | | | | ○ | ◎ |
| 19 | 殿村遺跡史跡整備事業 | 殿村遺跡について、史跡指定、保存活用計画の策定を経て整備を行う事業 | 文化財課 | | ○ | | ○ | | | | ○ | ◎ |

◇掲載する主要事業は、令和3年度に実施しているものであり、「施策の方向性」に基づいて、今後5年間で随時拡充をしていくものです。

分野9 文化芸術・歴史

方針3 表現・学習・交流・鑑賞の場づくりの推進

【現状と課題】

- 松本市は、セイジ・オザワ 松本フェスティバルや信州・まつもと大歌舞伎、草間彌生作品など、優れた文化芸術を身近に鑑賞できる恵まれた資源を持っています。
- 子どもたちが地域の歴史等に興味を持てるような教材（小学生の副読本『わたしたちの松本市』、『私たちの松本城』等）を作成し、故郷に対する誇りや愛着を育む機会を提供しています。
- 表現・学習・交流・鑑賞の場は充実してきていますが、それらを結び付け一体的に取り組む施策が必要となっています。
- 子どもたちが学校や家庭をはじめ、様々な場所で文化芸術に親しみ、自分が感じたことを色々な方法で表現・交流する楽しさや体験する場や機会を創出していくことが求められています。
- 文化芸術・歴史の親しみ方は人によって異なるため、多様な楽しみ方ができる場づくりが求められています。

【施策の方向性】

- 幅広い文化芸術・歴史に触れられる機会を創出するとともに、優れた作品や様々な歴史的な価値に多くの人々が気軽に触れられる施策に取り組みます。
- 誰かと意見交換しながらにぎやかに鑑賞できる日と、一人静かに内面と向き合いながら鑑賞する日を設けるなど、多様な鑑賞ニーズに応じたアプローチを検討していきます。
- 子どもの発達段階に応じてさまざまな文化芸術・歴史に楽しく触れあえる機会を創出し、子どもの意欲を引き出せるように関係職員の資質・能力の向上を図ります。
- 活動の展示・発表や、表現・交流することができる場や機会を創出するとともに、様々なニーズにあった学習プログラムを提供していきます。
- 市民や各種団体と連携し、様々な活動を広く発信し、地域に開かれた親しみやすい交流の場や触れ合いの機会の充実を図り、生きがいや地域の活性化につなげます。

【9-3 令和3年度の主要事業一覧】

◎：各分野の一覧に主要事業として事業名が掲載されているもの

○：各分野の一覧に事業名は掲載していないが、その分野に関連があるもの

| No. | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 1 子育て | 2 教育 | 3 人権共生 | 4 社会教育 | 5 自然 | 6 食 | 7 スポーツ | 8 地域 | 9 文化芸術 ・歴史 |
|-----|---------------------|---|-------------|----------|---------|-----------|-----------|---------|--------|-----------|---------|------------------|
| 1 | まつもと演劇祭 | まつもと演劇連合会等で構成された実行委員会に補助金を交付する事業 | 文化振興課 | ○ | ○ | | ○ | | | | ○ | ◎ |
| 2 | 国際音楽祭事業 | 「楽都」松本としての実践活動である「セイジ・オザワ 松本フェスティバル」への共催・支援協力を行うとともに、独自の関連事業を展開し、音楽文化の発展と地域の振興を図る事業 | 国際音楽祭推進課 | ○ | ○ | | ○ | | | | ○ | ◎ |
| 3 | 教育普及事業 | 参加・体験型のワークショップや講座など、子どもから大人まで美術の実践のきっかけを提供する事業 | 美術館 | ○ | ○ | | ○ | | | | ○ | ◎ |
| 4 | 市芸術文化祭 | 市内で市民芸術・文化活動を専門的に行っている団体・個人が互いの活動を披露する機会を設ける事業 | 生涯学習課・中央公民館 | ○ | ○ | | ○ | | | | ○ | ◎ |
| 5 | 子ども交流事業 | 松本市の子どもたちが、子どもの権利を推進している自治体の子どもたちと意見交換や異なる文化や自然に触れる体験を通して、互いの交流を深める事業 | こども育成課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ◎ |
| 6 | 子ども情報誌「集まれ松本キッズ」の発行 | 子どもの体験活動や家庭教育に関する情報を掲載した子ども向け情報誌を発行する事業 | こども育成課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ◎ |
| 7 | わら細工と昔の遊び道具作り講座 | 伝統的な遊びや技術・文化の継承とものづくりへの関心を高めてもらうために、地元の住民を講師に迎えて、しめ縄作り等の体験学習を行う事業 | 博物館 | ○ | ○ | | ○ | | | | ○ | ◎ |
| 8 | 地域文化事業の振興 | 市民の主体的・日常的な文化活動を促進・支援し、創作活動の発表の場と鑑賞の機会拡充を図るとともに、各種文化事業の実施や団体主催事業の後援など、市民文化の普及と向上を図る事業 | 生涯学習課・中央公民館 | ○ | ○ | | ○ | | | | ○ | ◎ |
| 9 | 松本城学びと研究事業 | 松本城の歴史的・文化財的価値の理解を図るために、松本城講座、天守床磨き、夏休み子ども勉強会などの学習の機会を提供する事業 | 松本城管理課 | ○ | ○ | | ○ | | | | ○ | ◎ |

◇掲載する主要事業は、令和3年度に実施しているものであり、「施策の方向性」に基づいて、今後5年間で随時拡充をしていくものです。

資料

1 松本市の教育に関するアンケート調査結果報告書

https://www.city.matsumoto.nagano.jp/uploaded/life/86598_263817_misc.pdf



2 国及び県の教育振興基本計画

【国】 https://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/detail/1406127.htm

【県】 <https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku02/gyose/zenpan/keikaku/keikaku-3.html>



3 松本市の現状（松本市教育要覧）

<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/site/kyoiku/2599.html>



4 松本市教育振興基本計画策定委員名簿

<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/uploaded/attachment/9800.pdf>



5 関連計画等

松本市総合計画

松本市子どもの権利に関する条例

(1) 子育て

- ・松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画
- ・松本市子ども・子育て支援事業計画

(2) 教育

- ・松本市学校教育情報化推進計画
- ・松本市子どもの未来応援指針

(3) 人権共生

- ・松本市男女共同参画計画・女性活躍推進計画
- ・松本市多文化共生推進プラン

(4) 社会教育

- ・学都松本子ども読書活動推進計画
- ・松本まるごと博物館構想

(5) 自然

- ・松本市環境基本計画
- ・松本市食品ロス削減推進計画

(6) 食

- ・松本市食育推進計画
- ・松本市地産地消推進計画

(7) スポーツ

- ・松本市スポーツ推進計画
- ・松本市個別施設計画

(8) 地域

- ・松本市地域づくり実行計画
- ・松本市地域福祉計画

(9) 文化芸術・歴史

- ・松本市文化芸術推進基本計画
- ・松本市文化財保存活用地域計画

【参考】

松本市子どもの権利に関する条例(本則)

(平成25年条例第5号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの健やかな育ちを支援し、子どもの権利を実現していくために、市やおとなの役割を明らかにするとともに、子どもにかかわるすべてのおとなが連携し、協働して、すべての子どもにやさしいまちづくりを進めることを目的とします。

(言葉の意味)

第2条 この条例で「子ども」とは、松本市に住んでいたり、学んでいたり、活動をしたりしている18歳未満の人をいいます。ただし、これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人も含みます。

2 この条例で「育ち学ぶ施設」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校その他の子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

3 この条例で「保護者」とは、親や児童福祉法に定める里親その他親に代わり子どもを養育する人をいいます。

(市やおとなの役割)

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその権利の保障に努めます。

2 保護者は、家庭が子どもの人格形成や健やかな成長の基礎となる大切な場であること、そして子育てに第一に責任を負うことを認識し、年齢や成長に応じた支援を行い、子どもの権利の保障に努めます。

3 育ち学ぶ施設の設置者、管理者や職員(以下「育ち学ぶ施設関係者」といいます。)は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもが主体的に考え、学び、活動することができるよう支援を行い、子どもの権利の保障に努めます。

4 市民は、地域が子どもの育つ大切な場であることを認識し、子どもの健やかな成長を支援するよう努め、子どもの権利の保障に努めます。

5 市、保護者、育ち学ぶ施設関係者、市民、事業者(以下「市など」といいます。)は、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、お互いに連携し、協働して子どもの育ちを支援します。

6 市は、国、県その他の地方公共団体などと協力して子どもに関する施策を実施するとともに、保護者、育ち学ぶ施設関係者、市民、事業者がその役割を果たせるよう必要な支援に努めます。

第2章 子どもにとって大切な権利と普及

(大切な権利)

第4条 子どもは、子どもの権利条約などに定められている権利が保障されます。市などは、子どもが成長していくため、特に次に掲げる権利を大切にしていきます。

- (1) かけがえのない自分が大切に尊い存在であることを実感でき、主体的に成長していくことができるよう支援されること。
- (2) 平和や安全が確保されるなかで、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けずに安心して生きていくことができること。
- (3) 自分の考えや意見が受け止められ、年齢や成熟に応じて尊重され、自分らしく生きていくことができること。
- (4) 遊びや学びや活動を通して仲間や人間関係づくりができ、また、適切な情報提供などの支援を受けて社会に参加することができること。

2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重します。

(子どもの権利の普及と学習への支援)

第5条 市は、子どもの権利について、子どもにもわかりやすくその普及に努めます。

- 2 市は、育ち学ぶ施設や家庭、地域などにおいて、子どもが権利を学び、自分と他人の権利を尊重し合うことができるよう必要な支援に努めます。
- 3 市は、育ち学ぶ施設関係者その他子どもにかかわる仕事や事業をするうえで関係のある人に対して子どもの権利についての理解を深めることができるよう研修の機会の提供などに努めます。
- 4 市は、市民が子どもの権利について学び、理解することができるよう必要な支援に努めます。

(子どもの権利の日)

第6条 市は、子どもの権利について、子どもをはじめ市民の関心を高めるため、松本子どもの権利の日(以下「権利の日」といいます。)を設けます。

- 2 権利の日は、11月20日とします。
- 3 市は、権利の日にふさわしい事業を市民と連携し、協働して実施します。

第3章 子どもの生活の場での権利の保障と子ども支援者の支援

(子どもの安全と安心)

第7条 子どもは、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けることなく、いのちが守られ、平和で安全な環境のもとで、安心して生きる権利が尊重さ

れます。

- 2 市などは、子どもの思いを受け止め、相談に応じ、これにこたえ、子どもが安心できる生活環境を守るよう努めます。
- 3 市などは、連携し、協働して差別や虐待、いじめなどの早期発見、適切な救済、回復のための支援に努めます。

(家庭における権利の保障と支援)

第8条 保護者は、家庭において安心して子育てをし、子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

- 2 市は、保護者がその役割を認識し、安心して子育てをすることができるよう必要な支援に努めます。
- 3 育ち学ぶ施設関係者や市民は、保護者が家庭において安心して子育てができるようお互いに連携し、協働して支援するよう努めます。

(育ち学ぶ施設における権利の保障と支援)

第9条 育ち学ぶ施設関係者は、育ち学ぶ施設において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

- 2 市、育ち学ぶ施設の管理者や設置者は、その役割を認識し、施設の職員が適切な子ども支援ができるよう必要な支援に努めます。
- 3 育ち学ぶ施設の設置者や管理者は、保護者や市民に対して育ち学ぶ施設の運営などの情報提供を行い、お互いに連携し、協働して施設を運営するよう努めます。

(地域における権利の保障と支援)

第10条 市民は、地域において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

- 2 市民、事業者、市は、その役割を認識し、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に安心して過ごすことができる地域づくりに努めます。
- 3 市は、市民が子どもの権利を保障するための活動に対して必要な支援に努めます。

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(意見表明や参加の促進)

第11条 市は、子どもが育ち学ぶ施設や社会の一員として自分の考えや意見を表明し、参加する機会やしゅくみを設けるよう努めます。

- 2 市は、子どもが利用する施設の設置や運営さらには子どもにかかわることがらを検討するときなどは、子どもが考えや意見を自由に表明したり、参加したりすることができるよう必要な支援に努めます。
- 3 育ち学ぶ施設関係者や市民は、子どもが施設の運営又は地域での活動などについて考えや意見を表明し、参加できるよう機会の提供に努めるとともに、子どもの視点を大切にした主体的な活動を支援します。

4 市などは、子どもの意見表明や参加を促進するため、子どもの考えや意見を尊重するとともに、子どもの主体的な活動を支援するよう努めます。

(情報の提供)

第12条 市や育ち学ぶ施設関係者は、子どもの意見表明や参加の促進を図るため、市の子ども施策や育ち学ぶ施設の取組みなどについて、子どもが理解を深められるよう子どもの視点に立った分かりやすい情報の提供に努めます。

(子どもの居場所)

第13条 市などは、子どもが安心して過ごし、遊び、学び、活動したり文化にふれたりしていくために必要な居場所づくりの推進に努めます。

(環境の保護)

第14条 市などは、豊かで美しい自然が子どもの育ちを支えるために大切であることを認識し、子どもと共にその環境を守り育てるよう努めます。

2 市などは、災害から子どもを守るために、日頃から防災や減災に努めるとともに、子どもが自分を守る力をつけることができるよう支援します。

第5章 子どもの相談・救済

(相談と救済)

第15条 子どもは、差別や虐待、いじめその他権利侵害を受けたとき、又は受けそうな状況に置かれたとき、その子ども自身が必要としている相談や救済を受けることができます。

2 市は、子どもの権利の侵害に関する相談や救済について、関係機関等と相互に連携し、協働するとともに、子どもとその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めます。

(子どもの権利擁護委員)

第16条 市は、子どもの権利侵害に対して、速やかで効果的な救済に取り組み、回復を支援するために、松本市子どもの権利擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)を置きます。

2 擁護委員の定数は、3人以内とします。

3 擁護委員は、子どもの権利に関し、理解や優れた見識がある人のなかから、市長が委嘱します。

4 擁護委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の擁護委員の任期は、前任者の残りの期間とします。なお、再任を妨げるものではありません。

5 市は、擁護委員の職務を補佐するため、調査相談員を置きます。

(擁護委員の職務)

第17条 擁護委員の職務は、次のとおりとします。

- (1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援を行います。
- (2) 子どもの権利の侵害にかかわる救済の申立てを受け、又は必要があるときには自らの判断で、子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告・是正要請、意見表明を行います。
- (3) 前号の勧告・是正要請や意見表明を受けてとられた措置の報告を求めます。

(公表)

第18条 擁護委員は、必要と認めるときは、勧告・是正要請、意見表明、措置の報告を公表することができます。

2 擁護委員は、毎年その活動状況などを市長に報告するとともに、広く市民にも公表します。

(尊重と連携)

第19条 市の機関は、擁護委員の独立性を尊重し、その活動を積極的に支援します。

2 保護者、育ち学ぶ施設関係者や市民は、擁護委員の活動に協力するよう努めます。

3 擁護委員は、子どもの権利侵害について、子どもの救済や回復のために関係機関や関係者と連携し、協働します。

(勧告などの尊重)

第20条 勧告・是正要請や意見表明を受けたものは、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。

第6章 子ども施策の推進と検証

(施策の推進)

第21条 市は、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、子どもの権利を尊重した施策を推進します。

2 市は、施策を推進するために必要な行政体制を整備します。

(推進計画)

第22条 市は、施策を推進するにあたり、子どもの状況を把握し、現状認識を共通にし、市などが連携し、協働できるよう子どもに関する資料をまとめ、検証するとともに、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを総合的に、そして継続的に推進するため、子どもの権利に関する推進計画(以下「推進計画」といいます。)をつくります。

2 市は、推進計画をつくるときには、子どもをはじめ市民や、第23条に定める松本市子どもにやさしいまちづくり委員会の意見を聴きます。

3 市は、推進計画及びその進行状況について、広く市民に公表します。

(子どもにやさしいまちづくり委員会)

第23条 市は、子どもにやさしいまちづくりを総合的に、そして継続的に推進するとともに、この条例による施策の実施状況を検証するため、松本市子どもにやさしいまちづくり委員会(以下「委員会」といいます。)を置きます。

2 委員会の委員は、15人以内とします。

3 委員は、人権、健康、福祉、教育などの子どもの権利にかかわる分野において学識のある者や市民のなかから市長が委嘱します。

4 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残りの期間とします。なお、再任を妨げるものではありません。

(委員会の職務)

第24条 委員会は、市長の諮問を受けて、又は委員会の判断で、次のことについて調査や審議を行います。

(1) 推進計画に関すること。

(2) 子どもに関する施策の実施状況に関すること。

(3) その他子どもにやさしいまちづくりの推進に関すること。

2 委員会は、調査や審議を行うにあたって、必要に応じて子どもをはじめ市民から意見を求めることができます。

(提言やその尊重)

第25条 委員会は、調査や審議の結果を市長その他執行機関に報告し、提言します。

2 市長その他執行機関は、委員会からの報告や提言を尊重し、必要な措置をとります。

第7章 雑則

(委任)

第26条 この条例で定めることがら以外に必要なことがらは、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行します。ただし、第5章の規定は、別に市長が定めます。

学びに、遊びや体験を。
生涯を通じた学びを保障する松本まるごと学都構想

第3次松本市教育振興基本計画

令和4年6月策定

発行 松本市・松本市教育委員会
編集 松本市教育委員会教育政策課
松本市大手3丁目8番13号
TEL 0263-33-3980
印刷 川越印刷株式会社
松本市城西1丁目5番21号
TEL 0263-32-0131

